

都市直下型大地震と労働者 阪神大震災

労災・雇用・復旧工事に伴う安全衛生問題

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

人口密集・産業地帯を襲った大震災

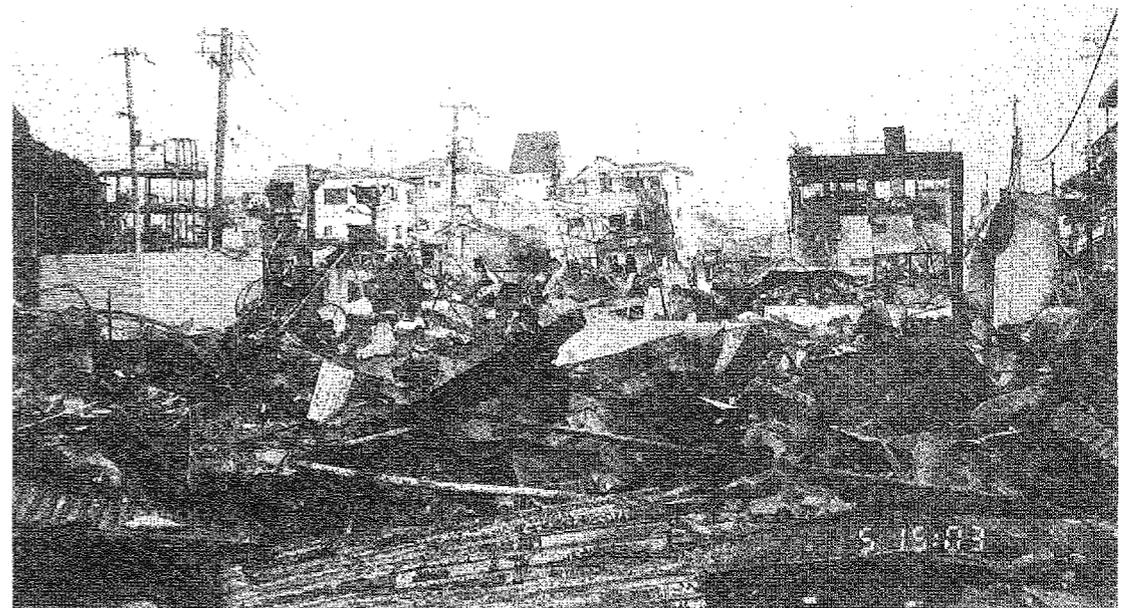
1月17日午前5時46分、阪神地区を襲った地震は、これまでに判明しただけでも死者・行方不明者5,300人以上、倒壊家屋10万戸、避難者数最高時32万人、という数字に示されるような未曾有の大災害をもたらした。被災された方々に紙面を借りて心よりお見舞申し上げます。

淡路島北端週辺の活断層を震源とするマグニチュード(M)7.2(当初6と発表されたが後に訂正)の直下型地震とされ、気象庁は「兵庫県南部地震」と命名したが、これも2月14日の閣議で「阪神・淡路大震災」と異例の改称が行われている。一昨年の釧路沖地震(1993年1月、M7.8、死者・行方不明者2名)、北海道南西沖地震(奥尻島地震、1993年7月、M7.8、同230人)、昨年10月の北海道東方沖地震(M8.1、同11人)、年末(12月)の三陸はるか沖地震(M7.5、同3人)と北日本に大地震が続発していたが、死者1,000人を超す地震としては1948年6月の福井地震(M7.1、同3,769人)以来47年ぶりの大震災であ

る。地震自体の強さもさることながら、日本でも有数の人口密集・産業地帯を襲った「都市型災害」であるがゆえの被害の拡大も見逃すことはできない。今後の災害復旧の過程においてもさまざまな問題を生じさせていくことが予想される。

高速道路、新幹線、私鉄等、都市の「動脈」、いちやく流行語のようになった「ライフライン」—電気、電話、水道、ガス等が寸断され、交通動脈や水道、ガス等についてはいまなお一部は復旧されていない。鉄筋ビルだけのオフィス街、木造家屋の密集地、両者が混在する繁華街、大小の工場、急傾斜地まで造成して伸びた住宅地や海を埋め立てた産業施設等、さまざまな要素が複合し拡大し続ける都市のいずれの局面にも大きな被害をもたらす、二次災害である火災は神戸市内だけでも180件近く、計100万平方メートル以上が焼け野原になった。

政府は今回の地震を激甚災害に指定したが(国の地方公共団体に対する特別の財政援助、被災者に対する特別の助成措置を講じるための措置)、労働省によるとその適用地域内には雇用保険の適用事業数で兵庫県39,000、大阪府97,000、合計136,000事



神戸市灘区の火災現場跡(2月5日)

業所、被保険者数で兵庫県753,000人、大阪府2,282,000人、計3,035,000人の労働者がいた(昨年12月末の数字)。

限定的な従来の地震災害労災認定基準

現地の尼崎労働者安全衛生センター(兵庫)、関西労働者安全センター(大阪)をはじめ、全国安全センターとしては、関係医療機関等とともに被災地への緊急医療救助等に協力するとともに、自分たちの領域でできることを追求してきた。

まず心配したのは、業務中あるいは通勤途上に地震による災害を被った労働者に対する労災保険の適用の問題。なぜなら、これまでの労働省の考え方が次のようなものだったからである(業務災害について昭和49年10月25日付け基収第2950号、通勤災害について昭和50年4月7日付け基収第3086号、地方公務員についても、昭和53年10月6日付け地基補第523号で同様の解釈を示している。)

① 労災保険における業務災害(通勤災害—以下かつこ内は通勤途上の場合の解釈)とは、労働者が

事業主の支配下にあることに伴う危険(通勤に通常伴う危険)が具体化したものと経験法則上認められる場合をいい、天災地変による災害はたとえ業務遂行中(通勤途上)に発生したものであっても、一般的に業務起因性(「通勤によるもの」と)は認められない。

業務起因性を否定する理由については、天災地変は不可抗力的に発生するものであって、事業主の支配、管理下にあるか否かに関係なく等しくその危険があるといえ、個々の事業主に災害発生の責任を帰することは困難だからと説明している。

② しかしながら、かかる天災地変に際して、当該被災労働者の業務の性質や内容、作業条件や作業環境あるいは事業場施設の状況などからみて災害に被りやすい事情(通勤途上に災害を被りやすい特段の事情)がある場合は、天災地変による災害の危険は同時に業務に伴う危険(通勤に伴う危険)としての性質も帯びていることとなる。

したがって、天災地変に際して発生した災害も同時に、災害を被りやすい業務上の事情(通勤途上の特段の事情)—業務に伴う危険(通勤に通常

伴う危険)があり、それが天災地変を契機として現実化したものと認められる場合に限り、業務起因性を(「通勤によるもの」と)認めることができる。

③ ただし、天災地変の

強度・規模が特に大きい場合(たとえば関東大震災等による災害)には、その発生状況の如何(通勤途上の有無)を問わず、業務起因性(「通勤によるもの」と)は認められない。

これは、災害を被りやすい業務に伴う危険(通勤に通常伴う危険)がなかったとしても、同じように天災地変によって被災したであろうという理由からであるとされる。

これによれば、以下のような問題が生じることが予想されたのである。

① 災害を被りやすい業務に伴う危険(通勤に通常伴う危険)が個別具体的に立証されないと労災保険が適用されない(前述の昭和49年10月25日付け基収第2950号では、1974年5月の伊豆半島沖地震による災害事例18事例について結果的には全部業務災害と認めてはいるものの、各々について、土砂崩壊した現場の不安定な状況や、倒壊したブロック塀に補強のための鉄筋が入っていなかった、倒壊した作業場が柱とトタン屋根のみで囲いもなかった等、業務に伴う危険と判断する事情を個別具体的に示している)。

② 出張中(包括的に事業主の支配下にあると解され、積極的な私用、私的行為、恣意行為によって自ら災害を招いた場合等を除き、宿泊中も含めて自宅を出て自宅へ戻るまでの間の災害は原則として業務起因性が認められる)、避難中(業務行為中に事業場施設に危険な事態が生じたため、業務行為の継続が困難と判断し、危険を避けるために

近年発生した地震により被災した労働者に対する労災補償状況一覧

(平成7年2月1日現在)

発生年月日	地震名	被災者数	労災申請件数	労災認定件数
94年12月28日	三陸はるか沖地震	386人	3件	(現在処理中)
94年10月4日	北海道東方沖地震	403人	0件	0件
93年7月12日	北海道南西沖地震 (奥尻島地震)	552人	14件	14件
93年1月15日	釧路沖地震	934人	10件	10件

当施設外へ避難するという行為は、合理的な行為、すなわち業務随行為であり、当該避難行為が私的行為、恣意行為と認められない限り、避難行為中の災害は業務起因性が認められる。一前述の昭和49年10月25日付け基収第2950号、あるいは通勤途上(新宿バス放火事件では「通勤に通常伴う危険の具体化」が認められたが、出張帰りの新幹線のぞみ号内の刺殺事件では「業務に伴う危険」が認められていない。94年9月号参照)等)に比べて、業務中の災害の方が認められる範囲が狭くなる等、社会常識的にみて不均衡を生じる可能性が大きい。

③ そもそも今回の地震が関東大震災並みと判断されれば、たとえ災害を被りやすい業務に伴う危険(通勤に通常伴う危険)が認められたとしても、業務災害(通勤災害)とは認められないことになる。

天災地変がそれ自体としては業務と無関係な自然現象であるとしても、個々の事業主に災害発生責任を帰することは困難だからという理由で、業務起因性を一般的に認められないとしていることには疑問を感じる。荒っぽい言い方をすれば、わざとでない限り、本人の「不注意」や同僚の「過失」等による災害であっても、業務遂行中の災害には業務起因性を認めるのがわが国の労災補償制度であり、そこでは「使用者の責任」云々は前面に出てきていない(「無過失賠償責任原則」が特徴であるとも言われるところ)。天災地変以外のいわゆる反証事由一恣意的行為、私的行為、業務逸脱行為等一は社会

常識的にも一定理解できるとしても、天災地変についてのみ「使用者の責任」を楯に業務起因性を一般的に否定することは理解しかねるのである。

全てのケースに労災保険適用?

このため、全国安全センター事務局では、業務災害・通勤災害の対象を広げるための労働省への働きかけを地震直後から行うと同時に、労働災害防止、労働条件確保対策等も含めた労働省の動きをいち早くつかみ関係方面に速報する体制をとった。それと連動して関西労働者安全センターは、「お知らせ 兵庫県南部地震と労災保険給付」を1月26日のNo1からこれまでに2月8日のNo7までと2月4日には労災相談「Q&A」を作成して、関係労働組合等にFAX等によって速報として流した(この間の動きをリアルに伝えているので、13頁以下に集録した)。

地震発生3日後の1月20日に問い合わせたときから、労働省は「従来の解釈のままでも、例えば、高速道路倒壊による災害については、構造上の脆弱性が具体化したものとして適用できるのではないか」との考えを示していたが、1月30日付けで発した労働基準局補償課長事務連絡第4号「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」で方針を明らかにしている(27頁参照)。

これは、「今回の地震による災害についても、従来からの基本的な考え方に基づいて判断を行う」ことを再確認すると同時に、「天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって処理することのないよう特に留意すること」「地震災害は業務災害あるいは通勤災害とは認められないとの誤解を与えることのないようにすること」「親切、丁寧な対応を心がける」こと等を指示している。「従来からの基本的な考え方」とは前述のとおりだが、一般的には業務起因性が認められないことや関東大震災並みの災害の場合には災害発生状況の如何を問わず認められないという点には、あえてふれ

ず、「作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には業務上の災害」「通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害として取り扱う」ことだけを説明している。

マスコミからの問い合わせに対しても、関東大震災クラスの地震とはみていない、災害を被りやすい業務に伴う危険(通勤に通常伴う危険)の有無についていちいち実地調査するようなことはしない、等と答えており、また、2月1日には「近年発生した地震により被災した労働者に対する労災補償状況一覧」(別表)をまとめて過去2回の地震による労災申請24件の全てを認定していることを示すなど、ほとんどのケースについて労災保険が適用されるという印象を与えようとしているように思われる。先の事務連絡に添付した「地震による災害事例」でも、「歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したこと」をそれだけで「通勤に通常伴う危険が現実化したもの」と認める事例も掲げており、現実に災害が発生していれば災害を被りやすい危険があったものとして判断するというのであれば、ほとんどのケースについて労災保険が適用されることになる。

このような姿勢を歓迎しつつも、しかし一方で、従来の考え方を変えないと言明しているわけでもあるから、具体的事例について今後もきちんとフォローしていくことが必要である。地方公務員の取り扱いについても、1月24日付けで地方公務員災害補償基金補償課長名の事務連絡「兵庫県南部地震における公務災害及び通勤災害の認定について」が示されている(28頁参照)。こちらの方が文面上、労働省の事務連絡よりも認定が厳しい、より限定的な解釈のように読めるので注意したい。

労災保険の手続で特例措置

なお、労災保険関係の手続の面で、次のような特例的な取り扱いが指示されている。



急ピッチで進められる解体・復旧工事 二次災害防止、防じん対策が急務だ(2.6)

1月23日付け基発第27号労働基準局長通達(29頁参照)及び同日付け補償課長事務連絡第2号(29頁参照)―今回の地震で業務上災害等を受けた傷病労働者、医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者で、所属事業場が焼失・倒壊したり再建にも相当の時間を要することから、療養(補償)給付たる療養の給付請求書及び指定病院等(変更)届の提出が困難な場合には、別途指示があるまでの間、氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生年月日・発生状況及びすでに他の労災指定医療機関で療養を受けていた場合にはその医療機関名を記載した任意の様式でも請求できることとする。

1月27日付け補償課長事務連絡第3号(32頁参照)―①所属事業場の倒壊等の理由により労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理すること、②従来から継続して給付されている休業(補償)給付について、医療機関の倒壊等の理由により診療担当者の証明が受けられない場合でも、被災者の傷病名等から継続療養の事実が推認できるものについては、診療担当者の証明がなくとも受理

すること、③療養開始後1年6か月以上経過している被災労働者について、毎年1月中旬に請求する休業(補償)給付請求書に添付することとされている傷病の状態等に関する報告書についても、②と同様の理由により医師等の診断書が得られない場合には、報告書を添付しなくても差し支えなく、診断書が取得され次第提出すればよい、④今回の地震により従前通院していた医療機関の倒壊等の理由により、住居地等から4kmを超える医療機関へ通院せざるを得ない場合についても移送費を支給する、⑤以上により判断することが適当でないと認められる場合には、労働本省と協議すること。

1月24日付け労災保険業務室年金班長事務連絡(30頁参照)―2月期労災年金受給者からの照会や相談があった場合の対応について指示。

兵庫・大阪局に900件の労災相談

さて、現実には今回の地震により業務中または通勤途中で災害を被った労働者であるが、地震発生時間が早朝の午前5時46分であったため、数時間後に発

生した場合と比べれば限定的なものになると考えられるが、その全貌ははまだ判明していない。阪神高速道路だけで死者16人、負傷者約80人と伝えられており、この中にも業務中または通勤途上の労働者がかなりいると考えられる。また、初期のマスコミ報道によっても、病院に当直・夜勤の看護婦、24時間営業のコンビニエンス・ストアの店員、新聞配達員、酒造工場の杜氏らの業務中の死亡、負傷等が伝えられていた。

兵庫労働基準局や神戸市内の労働基準監督署はその建物が損壊したり、職員にも被災者が出る困難な状況が生じたが、労働省では、所轄にかかわりなく兵庫、大阪の最寄りの局・署で相談・手続を受け付けることとし、まずは請求を受理するよう指導、広報を行った。その効果もあってか、2月5日現在で兵庫、大阪管内の局・署に900件を超える労災相談が寄せられているという。ただし、実際に請求行為にまで至っているケースはまだかなり少ないようで、業務中または通勤途上で災害を被った労働者については労災請求の手続をとるよう呼びかけるとともに、窓口相談の時点で「門前払い」や請求を断念させるような事態がけっして起こらないようにチェックしていきたい。

われわれのところに来ている相談はこれまでのところそう多くはない。関西労働者安全センターに来た5件の相談を紹介しておこう。

●高速道路の崩壊

大阪市門真市 T運送 被災者 男・46歳

鋼材を積んだトラックで阪神高速道路の神戸市東灘区付近を走行中、道路崩壊で滑り落ち死亡(2月3日の共同記事で紹介された)。会社は請求を準備中。(労働組合からの相談。同社は争議中で、被災者は第2組合の委員長)

●高速道路の崩壊

神戸市中央区 S運輸

被災者5人(1人死亡、4人負傷)

倉庫内作業のため、大阪市西成区で日雇労働者4

人とS運輸社員である運転手1人が乗車したワゴン車が、阪神高速道路の西宮市付近を走行中、道路崩壊で滑り落ち、運転手が死亡し、4人の日雇労働者が重軽傷を負った。会社は労災請求を準備中。(西成労働福祉センターからの問い合わせ)

●高速道路の崩壊

海上コンテナを輸送中の運転手が、阪神高速道路崩壊で滑り落ちて死亡。(労働組合からの相談)

●ビルの崩壊

神戸市消防局の清掃作業に従事するため、清掃会社の従業員(女性、6~70歳代)が出勤途中で地震に遭い、ビルの崩壊に巻き込まれて圧死。会社は労災請求に否定的。(被災者の孫からの相談)

●高速道路の崩壊

建設重機の運転手が、妻子のいる明石市の実家から三重県名張市の建設現場へ自家用車で向かう途中、阪神高速道路崩壊に巻き込まれて死亡。被災者は、通常名張市の現場近くの宿舎で寝起きし、実家には月に1度程度帰っていたが、15-16日が連休であったため、帰宅していた。(被災者の義弟からの電話相談)

最後の事例については、「単身赴任者の土帰月来型の通勤」ということで問題になるケースであり、従来労働省は一切通勤災害の対象として認めず、1991年になってようやく、①週1回以上の反復・継続性が認められること、②片道3時間以内及び200km以内であること、という厳しい条件のもとで認めることとなったもの。この条件のままではこのケースは認められなかったはずだが、今年2月1日の新通達(45頁参照)で、「往復行為に反復・継続性」(月1回程度の実績があればよい)があれば対象とすることになり、可能性が出てきた。ただし、この場合、建設重機が被災者の個人所有であり、会社との契約が労働契約か請負契約であるかが争点となる可能性もある(同様の問題が生じてくるケースも多いと考えられる)。

また、通勤災害については、住居の中で被災した

のか通勤経路上かという点が争点となるケースも予想される。大雑把に言えば、アパートならばドアの内が住居で外が通勤経路となり、一戸建てならば門扉かそれに類するところが境界になるということだが、例えば、尼崎労働者安全衛生センターに相談が寄せられた2人の子供を残して両親とも死亡した事例では、安否を確認にきた同僚がバジャマ姿で亡くなっているのを確認しているなどということもある。

また、すでに地震後の救急救援活動中またはその疲労の蓄積で死亡したり、傷病を被った労働者のケースが数例報道されており、さらに増加する懸念も大きい。この点では、消防署職員等が地方公務員災害補償法等による制度で補償されることは当然だが、地方公務員でない非常勤の消防団員、近隣住民の協力者についても補償があるということに留意しておきたい。非常勤の消防団員は、消防組織法に基づき条例で公務災害と同等に近い補償が規定されている。同じ条例で、一般人でも「消防作業、水防に従事し、若しくは救急活動に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより」被った災害については同内容の損害補償が支給されることになっている。

報じられた地震関係で初めての労災認定は、神戸市灘区の50歳の消防団員が、連日の生存者の救出、消火活動、避難誘導や夜間パトロール等による疲労の蓄積の末に、地震から8日目の1月25日に心筋梗塞で亡くなられたケースであった。消防団員等公務災害補償等共済基金は、いわゆる過労死の認定としては異例の早さで2月2日までに公務災害と認定した。

上記の制度の対象とならないボランティア活動中の災害については注意が必要である。労働省は業務と認められなければ労災保険の対象とはならないという考えのようなので、賃金が出ていない場合や賃金が出ていても有給休暇を自由裁量で行使している場合にはむずかしいと思われる。業務扱いとさせることが望ましいし、少なくとも会社の「暗黙

の指示」が必要とされそうだ。

深刻な相談相次ぐ「労働・雇用ホットライン」

救急的な対応が一定経過する段階になって、労働災害以外の様々な労働問題もクローズ・アップされてくるのが確実に予想された。多彩な労働相談活動を各地で展開してきたコミュニティ・ユニオン全国ネットワークでは、現地の武庫川ユニオン(尼崎)、神戸ワーカーズユニオン(神戸)等と協力して「阪神大震災 労働・雇用ホットライン」を開設を企画し、全国安全センターとしてもこれに協力することとした。

まず尼崎市で、2月5-7日の3日間開設。コミュニティ・ユニオン全国ネットワークの全国からの応援のほか、全国安全センターから私(古谷)と尼崎労働者安全衛生センター、阪神医療生協、関西労働者安全センターのスタッフが参加した。1日目55件、2日目72件、3日目53件の合計180件の相談が寄せられ、その後も続々と続いてすでに300件を超えている。報道のされ方にもよったのか、労災相談はなかったが、深刻な相談が相次いでいる(あるテレビは「地震で仕事を失った方のための電話相談」とテロップを流したため、人手を求める企業からの問い合わせもあった)。

「●大震災で大量解雇が発生

- パート・女性の便乗解雇、差別的解雇もめだつ
- 生活再建のために労使のルールを
- 家と仕事を失った労働者に抜本的救援策を
- 経営側からも相談、雇用保険・雇用調整助成金などの地震特例の徹底が急務
- 被災労働者は地震だからとあきらめず、友情と連帯で未来を切り開こう

会社倒壊による解雇や、水・ガスの停止により飲食店やホテルでの解雇もめだつた。いずれも阪神大震災の生々しい傷跡を示すものであった。しかも、家を失い、肉親を失ったうえに、仕事を失うという

生活の根底が失われようとしている事実が明らかとなった。しかも大量一斉解雇の嵐となっている。

家屋の倒壊は、つましい生活をしてきた労働者地域に集中した。そして、その後の解雇も弱い立場の人々から集中的に起こっている。まさに阪神大震災は、日本社会の労使関係、雇用構造を白日の下にさらしたとも言える。

阪神大震災直後、全国の人々が一斉に救援に立ち上がった。若者があらゆる分野で被災者救援にボランティアで活躍している。そうした中で、被災した阪神間の企業が被災した労働者に対し、解雇回避のあらゆる努力をすることなく、解雇で応えようとする事実、全国の暖かい支援に背を向けることにもなるのではないかと。

小零細企業も大変な被害を受けている。労働省は雇用調整助成金などの支援策を打ち出しているが、まだ周知されていない。

今回の相談で特徴的で、労働組合として取り組んでいかなければならない問題には次のようなものがある。

- ① 仕事場が倒壊し、全員が一斉解雇されたケース。(解雇回避の努力と行政等の雇用保障の問題)
 - ② パートのみ、女性のみ解雇や一部の人を狙い撃ちにしたような差別的解雇・便乗解雇(解雇撤回を求める)
 - ③ 雇用保険などの特例措置が労働者に周知されていないケースや私どもの助言で職業安定所に雇用保険の申請にいくと、「資格がない」と断られたケースもあった。(雇用保険は労災保険と同様強制加入であり、さかのぼって手続き、受給できる)
 - ④ 職業安定所とともに、労働基準監督署の対応でも、解雇の相談に対し「地震だからやむを得ない」という、働くものの立場に立っていない対応もみられる。(適切な対応を求める)
- 以上のように、相談者に対し、私どもが助言をするだけでは解決しない課題が山積みしている。ま

た、今の制度では解決しない問題も多い。ぜひ全国的に検討していかなければならない。

① 雇用保険加入期間が資格に足りない場合の救済。

② 住宅ローンを抱えたまま家が倒壊し、職も失った労働者への救済措置、等々。」

3日間の相談を通して、地震だからとあきらめない、そして、一人で悩まずにみんなで相談し励まし合い、助け合って、被災地で働き続け、生活を続けられる条件を獲得していく必要性が痛感された。2月11日には、尼崎市立労働センターで全体相談会が、被災労働者約60人、全体で約120人の参加で行われた(被災労働者ユニオン準備会)。さらに2月18-20日の3日間、今度は神戸市内で「労働・雇用ホットライン」を開設、2月25日にも全体相談会をもって、被災労働者自らの取り組みを展開していくことになっている。なお、尼崎、神戸の連絡先は下記のとおりである。

●神戸ワーカーズユニオン

神戸市中央区雲井通り1-1-1ツイン雲井215

TEL(078)232-1838/FAX(078)232-1839

●武庫川ユニオン

尼崎市東灘波町4-18-23尼崎市労働センター内

TEL(06)481-2341/FAX(06)481-4727

全国安全センター事務局としては、これらの相談に対応していくために、労働省関係でも労働基準行政だけでなく職業安定行政関係の情報、社会保険(厚生省)関係の情報等についても即応できるよう努力している。また、労働省は、労働福祉事業団の大阪産業保険推進センターにおいて大阪府医師会の協力によって、被災労働者等に対するメンタルヘルスを含む「健康相談窓口」を開設したが(35頁参照)、こうした面での取り組みも重要である。

復旧工事の中の労働安全衛生問題

さて、災害復旧が進む中で、今度はその中の労

働安全衛生問題が重要になってくる。復旧工事に伴う二次災害の防止、防じん(粉じん)・防振(振動工具等)対策、倒壊した工場等に貯蔵された有害物対策等があげられる。

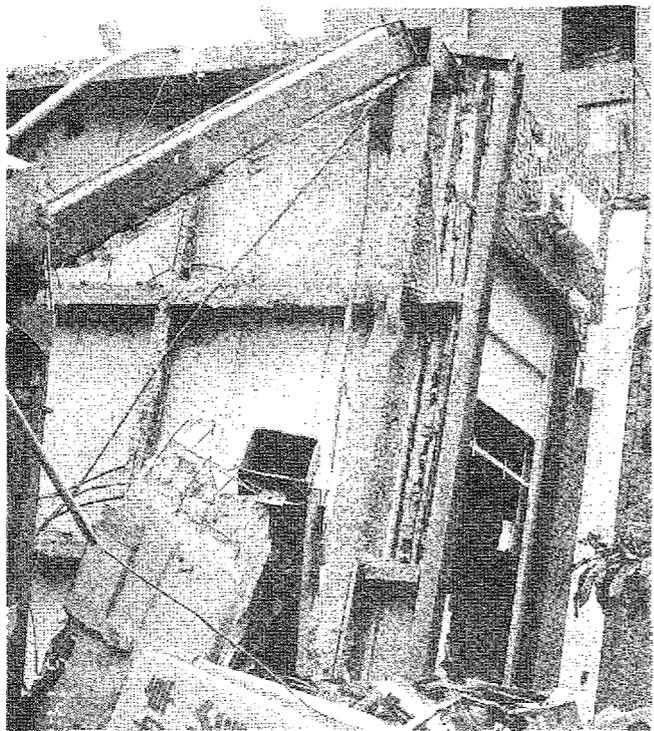
労働省でも、1月26日付け基発第29号労働基準局長通達「兵庫県南部地震に対応した労働災害防止のための緊急措置について」(33頁参照)、1月30日付け労働衛生課長事務連絡「兵庫県南部地震に対応した災害復旧工事等における労働者の健康確保対策について」(34頁参照)等を指示している。

すでに倒壊建築物の解体作業等が急ピッチで進められている中で、建築物に吹き付けられたり建材に含有しているアスベストが、確実に大気中に飛散している。アスベスト飛散は1989年10月のアメリカ・サンフランシスコ地震の際にも同国環

境保護局等の調査でも報告されており、ニューヨークでの水道管破裂事故では(水道管にもアスベストが含有している)、工事終了まで周辺住民を一時退避させる措置がとられている。

1980年代後半にアスベストの吹き付けが問題になり除去等が進んだと言っても、それは公共施設のうちの小・中学校等一部にすぎず、民間建築物についてはほとんど進んでいないと言ってよい。神戸市は、地震以前に公共建築物等の吹き付けアスベストを調査し、露出部分は封じ込め工事をしたというが、市庁舎旧館が損壊して立入禁止のため、資料を取り出せないという。民間建築物については調査も行われていない。

1988年に東京都・区・市の木造建築物でないビルについて、映画館、病院、ホテル、遊戯場、飲食店、事務所、工場、駐車場等様々な用途の建物148棟について調べた調査結果によると、68棟—45.9%の建物にアスベストが吹き付けられていた(吹き付



鉄骨に吹き付けられたアスベスト

けアスベストは1975年以降原則禁止)。あるノンアスベスト瓦業界の関係者によると、1軒の家の屋根の総重量が1トンとしてアスベスト含有屋根材を使用していればその総重量は20%—約200kg。その他の建材のアスベスト含有率も、石綿スレート15~35%、石綿セメントけい酸カルシウム板20~32%、石綿セメントパーライト板20%、押出成形板17%等と言われる。現在でも年間20万トン台を続けている日本のアスベスト輸入—使用量の約80%がいまなお建材に使用されているのである。30年後に神戸市民等に肺がん・悪性中皮腫が多発などという事態が生じたとしたら、笑えない悲劇である。

前号で紹介したように、労働省が、特定化学物質等障害予防規則等労働安全衛生関係政省令を改正して、①暴露防止対策を講じることが必要なアスベスト含有物の範囲を含有率5%を超えるものから1%を超えるものに拡大し、②建築物の解体等の作業を行うときは、あらかじめアスベストが使用されて

いる箇所及び使用状況を調査・記録し、③アスベストが吹き付けられていることが判明したものについては、当該作業場所をビニールシートで覆うなどしてそれ以外の作業場所から隔離すること、④アスベストが吹き付けられている一定のものについては、あらかじめ所要事項を労働基準監督署に届け出ることを義務づける、などの措置を講じようとしている矢先のことでもある(改正政省令の施行は今年4月以降)。

アスベスト飛散防止対策が急務

石綿対策全国連絡会議では、1月31日に労働省に対して、下記の事項を緊急に要請した。

- ① 倒壊建築物処理及び被害建築物の解体作業に当たって、事前に当該建築物のアスベストの使用状況を調査し、記録すること。
- ② 倒壊建築物処理及び被害建築物の解体作業に当たって、作業者の暴露防止のため呼吸用保護具を使用させ、作業者の作業従事を記録すること。
- ③ 作業にあたり、周辺へのアスベスト粉じんの飛散防止に務めること。
- ④ 解体等による廃棄物の移送及び処理にあたって、アスベスト粉じんの飛散防止に務めること。
- ⑤ その他有害物の飛散・暴露防止を図り、安全衛生対策に万全を期すること。

労働省では前述の通達等に加えて、この日、災害復旧工事の活発化に伴う多量の粉じん飛散に対して、①中央労働災害防止協会において防じんマスク1万個を関係事業場に無償配付、②建設業労働災害防止協会において防じんマスク、保護帽、安全帯等を関係事業場に無償配付することを決定(兵庫労基局及び監督署等が全面協力することとしている)。環境庁も、2月6日から環境測定を実施するとともに、防じんマスク20万個を地域住民に無償配付することとした。厚生省も、関係都道府県政令市に対して、有害物質を含む廃棄物が混在していたり、その

おそれがある場合には、廃掃法に従って適正な処理が確保されるよう、関係業界、市町村等への指導を求めている。兵庫県も2月2日、環境庁と協議のうえ、解体工事を発注する神戸市など10市8村に対して、アスベスト対策を施すことを発注の条件とするよう指導した。同県土木部は建設業者団体に対し、散水・シート、解体前のアスベスト除去などを求めているという。

私(古谷)は、2月5日に環境監視研究所(大阪)の中地氏とともに神戸市内(中央区・灘区・東灘区周辺)を、6日には西宮市内をみてまわる機会を得たが、解体・復旧工事に伴う粉じんの飛散は予想をはるかに上回る。また、私たちがみてまわった工事現場では、1箇所で大警備会社の警備員が使い捨ての防じんマスクを着用していたほかは、全ての工事関係者がマスクもしていなかった(労働省が無償提供することとした防じんマスクも、こまめに安全パトロールを実施して必要な現場で手渡しするなどの工夫が必要と思われる)。なお、鉄骨にアスベスト様のものが吹き付けられていた3箇所のビルで吹き付け剤を採集し、後日分析してもらったところ、1箇所のものにアスベストが確認されている(10頁の写真)。中地氏、アスベスト根絶ネットワークの依田、温品氏らが2月18日以降頃にも解体現場でのアスベスト濃度測定及び防じんマスクの無償配付、兵庫労基局等への申し入れ等を行う計画もある。

もうもうたる粉じんが飛散する中でマスクも着けず作業が行われていたあるビル解体工事現場(6頁の写真)で、安全衛生推進員の腕章を着けた作業者に「鉄骨に吹き付けられているのはアスベストか」と尋ねたところ「わかりません」の一言で、アスベスト等の有無を確認している形跡もなかった。マスクによっても、神戸市の布施畑環境センター(処分場)にガレキと一緒にアスベストが持ち込まれていたりという実態などが報道されている。

これまでも、労働省の通達(昭和61年9月6日付け基安発第34号「建築物の解体又は改修の工事に

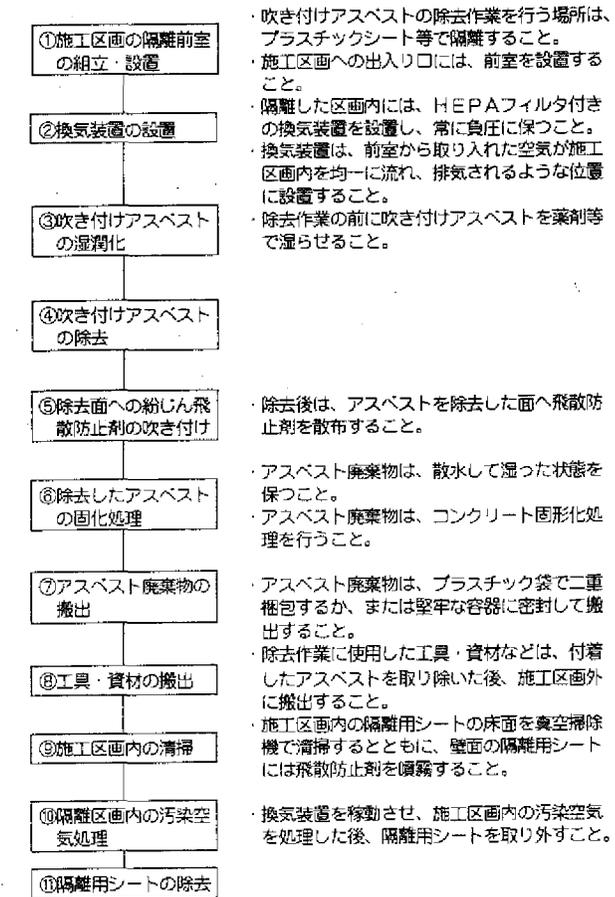
ける労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について、平成4年1月1日付け基発第1号「石綿含有建築材料の施工における石綿粉じんばく露対策の推進について」やマニュアル(「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル」1988、「石綿含有建築材料の施工における作業マニュアル」1992、ともに労働省編、建設業労働災害防止協会発行)、建設省のマニュアル(「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術・同解説」1986、建設省監修、日本建築センター発行)、地方自治体による指導や廃棄物処理等に係る環境庁、厚生省等の指導もあった。

従来もこれらの規制・指導が必ずしも遵守されていない実態があるが、災害復旧第一でかえりみられないことになれば問題である。だいぶ復旧されたとはいえ粉じん飛散防止のためにまくべき水の使用にも不自由する地域があったことなど(乾いてしまう水よりも吹き付けアスベストに対しては固化剤を使用の方が望ましい)、被災による困難は前提としながら、具体的状況に応じた実効ある対策と作業者へ

の防じんマスクの適切な着用(使い捨てマスクも使用期間を超えて着用していたのではしょうがない)の徹底が急務である。また、住民に対してアスベストの危険性と対策、危険箇所の表示・立入禁止等の情報を確実に提供し、また安易な「安全宣言」などは決して行わずに長期的な環境の監視を実施することが必要だ。むしろ、復興計画の中で、この機会

吹き付けアスベストの除去の一般的手順と留意事項

東京都環境保全局大気保全部



(注)⑥及び⑦は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(平成3年法律)「アスベスト(石綿)廃棄物の処理について」(昭62年、環境庁・厚生省 通達)「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き-吹き付けアスベスト除去物等のコンクリート固形化処理の方法」(平成元年東京都清掃局)などによる。

にアスベストを含有しない建材の使用促進が打ち出されるべきである。

地震からの復旧には長期間を要し、その過程では、労働者にとってもまだまだ様々な問題が発生してくることが予想される。全国安全センターとしては、今後とも問題点の把握と解決のための最大限の努力を行っていききたい。(2.15)



速報 / 兵庫県南部地震と労災保険給付

兵庫県南部地震と労災保険給付
Q&A

(1995.2.4 関西労働者安全センター)

Q 業務遂行中に地震で受けた災害について労災保険給付が支給されるか

A 請求すれば、事実上すべて支給される。
労働省の判断基準を簡潔にいうと、業務遂行中の地震による災害について「作業方法や作業環境、事業場施設の状態など危険環境下の業務に伴う危険が現実化したもの」であれば業務災害とするが、関東大震災のような非常な強度を有する天災地変で一般に災害を被ったという場合には認めないというものである。しかし、兵庫県南部地震に関して1月30日に示した事務連絡(27頁参照)では、具体例として、高速道路の崩壊による災害を業務上としており、新聞の取材に対しても「関東大震災クラスの地震とはみていない」との見解を示している。
また、先例でも1974年5月の伊豆半島沖地震で請求のあった18件、記憶に新しいところでは奥尻島の地震でも14件すべて業務上と判断されている。請求する事例は結果として危険の現実化がでていものである、事実上すべて業務上と判断することになるだろう。

Q 業務遂行中とはどういう範囲をさすか

A その人の本来の作業以外に、作業に伴う合理的行為など広い範囲を含む。
今回の地震で想定されるケースをあげると、工場などで夜勤あけなどで施設内にいた状態で被災した場合は、事業場施設を利用中となり、私的行為、恣意行為等をしているときでない限り、業務遂行中の範囲に入ることになる。同様に事業場附属の寄宿舎や、出張で神戸に滞在しビジネスホテルで就寝中、土木作業員が会社の車で現場に向かう途中も含まれる。

Q 通勤途上に地震で受けた災害について労災保険給付が支給されるか

A 請求すれば、事実上すべて支給される。
労働省は今回の地震に関して具体例を2例示している(28頁)。列車の脱線による災害、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したことによる災害、ともに通勤に通常伴う危険が現実化したとして認めている。この判断で注目されるのは、足をとられて転倒した災害が(それだけで)危険の現実化としていることである。通勤途上の付近の電柱、建物、交通機関などの危険ではなく、単に「足をとられて」を認めるのはこれまでの基準を緩和したともみることができる。いずれにしろすべて支給される。

Q 通勤途上とはどういう範囲をさすか

A 仕事のために、住居と就業の場所とを合理的経路と方法で往復する途上。
法文上の規定は「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」となっており、次の項で、その経路を逸脱し、又は中断した場合はその間とその後について通勤と認めないとしている。
たとえば労働省の法解釈では、業務を終えて退勤するまでに、業務に関連しないことで2時間以上滞留したのちに事業場を出たのであれば、通勤とは認めない。同様に、9時から会社が始まるのに、労働組合の用事があり、6時に会社につくように家を出た出勤途上も通勤とは認めない。
住居と通勤経路の境界は、アパートならばドアの内が住居で外の通路は通勤経路となり、一戸建てであれば門扉かそれに類するところが境界になる。先

例では、ドアの鍵を締めようとして風にあおられ指をはさまれた事例を通勤途上と認めている。今回の地震による家屋倒壊の被害では、この境界事例もありうる。

17日が連休あけであったことから、単身赴任者が実家へもどり、実家から直接事業場へ出勤する途中に災害に遭遇した事例もあると考えられる。単身赴任者の実家と事業場の間については、これまでその距離が片道200km以内で3時間以内、週に1回以上帰宅していることが要件となっていたが、実態にそぐわないためこの2月1日の通達により、距離、時間で基準を設けず、月に1回程度の帰宅でも通勤途上と認めることとなった(45頁参照)。

Q 請負業者に労災保険給付はあり得るか

A 「使用され賃金を支払われる者」である労働者と特別加入者が対象となる。

労働基準法上の労働者であれば、自動的に労災保険の対象となる。しかし、名目として業者で請負代金を受け取っていたとしても、実態として、使用され、請負代金が賃金であるとみなされれば労働者となり、保険給付の対象となる。そうした判断の可能性がある職種としては、大工、左官、ダンプの運転手、建設機器の運転業務、生命保険の外務員等があげられる。その場合は、実態を調べたうえ、使用者(取引先)との話し合いが重要になるケースも多い。

実態上も請負業者や個人営業者、中小企業の経営者であっても、労災保険の特別加入をしておれば、労働者と同じ保険給付がある。

Q 使用者が労災保険に加入していない場合は適用されるか

A 未加入でも労災保険給付を受ける権利は一切影響はない。

労災保険は、事業主が労働者を使用すると、そのときから保険関係が自動的に成立しているとみなす。届けていない、保険料を支払っていないというのは、使用者が法に違反しているということにすぎない。もちろん請求をすれば、遡って保険料を支払うこととなるが、最高でも2年間しか遡れないので、使用者にとって労災隠しは理にかなわない。

使用者が説得できないなら迷わず労基署へ申し、請求する。

Q 使用者の行方がわからないときはどうするか

A 保険給付請求書の事業主証明欄には、その旨を記載し、労基署に請求する。

震災で事業主の行方がわからない等、労災保険給付に係る事業主の証明がとれない場合は、被災労働者自身がその旨記載して労基署へ持っていけば受け付けてくれる(32頁参照)。

Q 震災後の混乱で、負傷直後かかっていた医師の証明がない休業期間について、休業(補償)給付の請求はできるか

A 休業(補償)給付請求書の医師記載欄にその旨を記載し、請求する。

今回の震災では医師の証明についても、その負傷等の状態から、推認できれば支給することがありうる(従来からの継続の場合については22頁にある)。

Q 病院に労災保険でかかるときにはどのような書類が必要か

A 労災指定病院なら所定の様式の請求書に記載して持っていけばよい。

労災指定病院なら「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(様式5号または様式16号の3)に必要事項を記載し印鑑を押し、事業主証明を受け病院に提出すれば、あとは労災保険扱いで診てくれる。事業主の証明がない場合でも、震災の被災者の場合には受け付けるよう病院に指示が出されているので受け付けてくれる。また当分の間、用紙がなければ、氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生日・発生状況を記載した任意の様式でも請求できることとなっている(29頁参照)。

Q 消防、救急の活動中の災害は補償されるか

A 消防、救急の活動に協力しているときの怪我は補償される。

地方公務員であるところの消防職員が地方公務員災害補償法の対象となることはいうまでもないが、非常勤の消防団員、近隣住民の協力者についても補償がある。非常勤の消防団員は、消防組織法でその位置づけがされており、条例で公務災害と同等に近い補償が規定されている。同じ条例で、一般人でも「消防作業もしくは水防に従事し、若しくは救急活動に協力し、又は応急措置の業務に従事したこ

とにより」被った災害について同内容の損害補償が支給されることとなる。

Q 救援活動、ボランティア活動中の災害は補償されるか

A その活動が、賃金の対象である、つまり出勤扱

いなら労災保険の対象となる。
休日に同僚の倒壊家屋の片付けを手伝いに行ったという場合でも、それが会社の特別の業務として位置づけられれば、その間の怪我も労災保険扱いとなる。労働組合のボランティアでも工夫は可能である。



●労働基準局
労働基準監督署の所在地と電話番号(フリーダイヤルは総合相談窓口で、当分設置されるもの。)

- 《兵庫県》
- 兵庫労働基準局 078-332-7000内線201 0120-601700
650 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎4階
- 神戸東労働基準監督署 078-332-5353 0120-504700
650 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第二地方合同庁舎別館2階
〈管轄区域〉神戸市のうち灘区・中央区
- 神戸西労働基準監督署 078-576-1831 0120-554700
652 神戸市兵庫区水木通10-1-5(2月3日以降)
〈管轄区域〉神戸市のうち兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区・西区
- 尼崎労働基準監督署 06-481-1541 0120-576700
660 尼崎市東灘波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎
〈管轄区域〉尼崎市
- 姫路労働基準監督署 0792-24-1481
760 姫路市北条字中道250
〈管轄区域〉姫路市、竜野市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、宍粟郡
- 伊丹労働基準監督署 0727-72-6224 0120-580700
664 伊丹市昆陽1-1-6
〈管轄区域〉伊丹市、川西市、三田市、川辺郡、多紀郡
- 西宮労働基準監督署 0798-26-3733 0120-588700
662 西宮市浜町7-35
〈管轄区域〉西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市のうち東灘区
- 加古川労働基準監督署 0794-22-5001 0120-565700
675 加古川市野口町良野269-10
〈管轄区域〉高砂市、加古川市、明石市、小野市、三木市、加古郡、美藪郡
- 西脇労働基準監督署 0795-22-3366
677 西脇市西脇885-30
〈管轄区域〉西脇市、加西市、多可郡、加東郡、氷上郡
- 但馬労働基準監督署 0796-22-5145
668 豊岡市正法寺字幣添664-1
〈管轄区域〉豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡
- 相生労働基準監督署 07912-2-1020
678 相生市旭1-2-16
〈管轄区域〉相生市、赤穂市、赤穂郡、佐用郡
- 淡路労働基準監督署 0799-22-2591 0120-568700
656 洲本市桑間280-2
〈管轄区域〉洲本市、津名郡、三原郡
- 《大阪府》

- 大阪労働基準局 06-949-6490内線4678 0120-431110
540 大阪府中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館
- 大阪中央労働基準監督署 06-941-0451
540 大阪府中央区谷町4-8-13 サンモトビル谷町
〈管轄区域〉大阪市のうち中央区・東成区・城東区・天王寺区・浪速区・生野区
- 阿倍野労働基準監督署 06-621-5422
545 大阪府阿倍野区松崎町3-14-12
〈管轄区域〉大阪市のうち住之江区・住吉区・西成区・阿倍野区・東住吉区・平野区
- 天満労働基準監督署 06-358-0261
530 大阪府北区同心1-1-17
〈管轄区域〉大阪市のうち北区・都島区・旭区
- 大阪西労働基準監督署 06-531-0801
550 大阪府西区南堀江1-22-11
〈管轄区域〉大阪市のうち西区・港区・大正区
- 西野田労働基準監督署 06-482-8101
554 大阪府此花区西九条5-3-63
〈管轄区域〉大阪市のうち此花区・西淀川区・福島区
- 淀川労働基準監督署 06-302-4321 0120-574321
532 大阪府淀川区新北野1-9-26
〈管轄区域〉大阪市のうち東淀川区・淀川区・池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
- 東大阪労働基準監督署 06-723-3006
578 東大阪府若江西新町1-6-5
〈管轄区域〉東大阪市、八尾市
- 岸和田労働基準監督署 0724-31-3939
596 岸和田市岸城町23-16
〈管轄区域〉岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、泉南郡
- 堺労働基準監督署 0722-38-6361
590 堺市宿院町東3-2-23
〈管轄区域〉堺市
- 羽曳野労働基準監督署 0729-56-7161
583 羽曳野市菅田3-15-17
〈管轄区域〉富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
- 北大阪労働基準監督署 0720-45-1141
573 枚方市東田宮1-6-8
〈管轄区域〉大阪市のうち鶴見区、守口市、枚方市、豊屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
- 泉大津労働基準監督署 0725-32-3888
595 泉大津市池浦町1-5-4
〈管轄区域〉泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡
- 茨木労働基準監督署 0726-22-6871
567 茨木市上穂東町1-6
〈管轄区域〉茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、三島郡

速報No.1 (1995.1.26)

業務中または通勤途上で兵庫県南部地震に関連する 災害を被った被災労働者及びその遺族は 全て労災保険給付を請求しよう

兵庫県南部地震による災害は、これまでに例をみない最大規模のものとなった。こうした災害のなかには、労災保険給付の対象となりうる業務中あるいは通勤途上の人的被害も含まれている。地震発生の時刻が早朝であったことから、その割合は比較的少なかったともいえるが、それでも死亡者が5千人をこえ、負傷者も2万6千人に達しているという災害の規模を考えると、その数は相当数を数えるものと考えられる。

こうした災害について、現行の労災保険のシステムでは、当該被災労働者又は、その遺族が事業所を所轄する労働基準監督署に保険給付を請求する(地方公務員にあっては地方公務員災害補償基金の都道府県等支部に対する認定請求、国家公務員にあっては災害補償主任者の探知又は被災職員及び遺族の申し出)と、「業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡」と認められる限りにおいて、所定の給付が受けられることになる。その給付内容は、他の社会保障制度のそれに比べて相当充実したものになっていることは周知のとおりである。

●現行の労働者の基準

「関東大震災のような被害は業務外」

さて問題は、地震のような天災地変を原因とする災害について、どこまで労災保険でいうところの業務上災害(労働省の法解釈のいうところの「業務に伴う危険の現実化」)または通勤災害(同じく「通勤に通常伴う危険の具体化」)として認められるかである。これについて、これまで労働省が示してきた考え方は以下のとおりである。

まず一般論として、天災地変による災害の場合にはたとえ業務遂行中に発生したものであっても業務が原因であるとは認めないとしている。その理由

は、天災地変が不可抗力的に発生するものであり、その危険性は業務をしているかどうかに関係なく等しく、また事業主に災害発生の責任を帰することは困難だからとしている。

しかし災害を被りやすい業務上の事情(業務に伴う危険)があり、それが天災地変を契機として現実化したものと認められる場合に限り、業務が原因と認めるものとしている。具体的には、家屋や周囲の山などの状況が災害の直接原因としての倒壊、落石崩壊などの災害を引き起こせる危険性を持っていたという場合に、たまたま生じた天災地変を契機としてその家屋等にもともとあった危険が現実化したものとみて業務上と判断することとなる。

ところがさらに、このような要因がなく災害が生じた場合とともに、その天災地変が例えば関東大震災のように非常に強度を有していたため、かかる要因の有無に関係なく、一般に災害を被ったという場合には業務上とは認めないものとしている。その理由は、業務上の事情がなかったとしても同じように天災地変によって被災したであろうと認められることによるとしている。

●矛盾、不均衡が露呈する現行基準

しかし、このような認定の基準を今回の兵庫県南部地震の災害に関わる判断に当てはめることは妥当であろうか。当てはめるとすると、次のような不均衡とも思える矛盾が顕在化することが予想される。

- ・地域全体が壊滅的ともいえる被害状況にある神戸市長田区、中央区等の地域における災害の場合には、業務遂行中であつたとしても認められず、比較的震度の弱かった大阪府下の事業場での災害は認められる可能性があること。
- ・小規模な地震では倒壊など考えられない建築物

が倒壊したことによる災害は認められないが、もともと脆弱な建物の倒壊による災害は認められる可能性があること。例えば高速道路の倒壊による被害は、現行の基準のままでは認めることにはなりにくい。

- ・他の地域よりたまたま出張で被災地域にいて災害に遭遇した場合は問題なく認められることになるが、日常の勤務地が被災地であれば認められないこと。
- ・地震による倒壊で一瞬にして圧死した災害が認められず、避難中の災害が業務付随行為として認められる可能性があること。

これまでの個々の先例、例えば通り魔殺人の業務上外などでも問題点が指摘されてきたが、今回の地震による災害では、同一の天災地変で同時に多くの労働者が災害を被ったのであり、もし多くの請求事例について、基準を杓子定規に適用すれば、その不均衡さは明白なものとなろう。もちろん、従来の考え方を変更することなく、弾力的な認定に努めることも不可能ではない。たとえば、高速道路の倒壊については、橋脚の脆弱さも予想できないとは必ずしもいえず、その危険が現実化したとか、長田区での火災について、この地域は廢物を製造する零細事業場が多く、揮発性の溶剤が多く保管されていたことから延焼しやすかったので危険が現実化したとかいうようにである。しかし、これは弾力的というよりも、こじつけという表現にしかならないだろう。

●労災補償の請求で公正な判断を求めよう

労災保険制度ができて50年近くになり、一部の例外を残しほとんど全ての労働者に適用されるにいたり、内容も労働基準法に定められた使用者の災害補償責任からさらに枠の広いものになっている。象徴的なのは、労働基準法に規定されていない通勤災

害にかかる保険給付の規定である。通勤災害は使用者責任に関わらないことから、労働省の法解釈においても、業務災害よりやや広めである。例えば通勤災害については新宿バス放火事件を始めとして通り魔殺人の被害を認めているが、業務災害については最近の事例「のぞみ号刺殺事件」でも業務外と判断している。もはや、労災保険法における業務災害は、労働基準法上の使用者の補償義務の有無に直ちにとらわれるのではなく、労働省は今回の大規模な災害を契機により広い解釈を行っていくべきではないかと考えられる。

そうした意味で、兵庫県南部地震に関連する業務上あるいは通勤途上に被った災害については、可能な限り労災保険給付等の請求を行い、労働省の公正な判断を求めていく必要があると考える。そのために関西労働者安全センターでは、可能な限り、地震に関わる労災保険給付請求の情報を収集し、また被災労働者やその遺族からの相談に応じ、援助を行っていきたく考えている。

(付言)現在、大阪労働基準局では、地震に関する被害の相談については、まず請求を行うよう行政指導を徹底するものとしているが、これは全く妥当な指揮であるといえる。また、兵庫労働基準局は庁舎自体が大きな損壊を受け、事務処理も緊急避難の状態で行われ、2か所の労働基準監督署が被害のため他の労基署に事務を振り分けて職務を遂行しているとのことである。

《資料》

- ・労災保険法関係の通達「伊豆半島沖地震に際して発生した災害」(昭和49.10.25 基収第2950号の2)(省略)
- ・地方公務員災害補償法関係の通達「公務上の災害の認定基準について」(昭和48.11.26 地基補第539号)(省略)

速報No.2 (1995.1.28)

兵庫県南部地震の被害は業務中または通勤途上であればすべて労災保険給付の対象になる

1 「高速道路倒壊も『危険の現実化』」
と労働省労働基準局補償課長

業務中又は通勤途上の兵庫県南部地震による災害について、労働省労働基準局補償課長は、読売新聞の取材に対し、「個別状況の判断が必要だが、例えば、阪神高速道路を走行中に被災した運転手は、橋脚の危険が現実化して被災したとの考え方で、伊豆半島沖地震の例を準用したい」と答え、同紙1月28日付朝刊第1面(後掲一省略)に掲載された。

現行通達は事実上見直し

この判断で今回の地震による労災保険給付請求に対応するならば、事実上従来の通達の判断基準は乗り越えられることになったといつてよい。(従来の基準)

- ・労働省(昭和49.10.25 基収第2950号)
「その天災地変が非常な強度を有していたためかかる要因の有無に関係なく、一般に災害を被ったという場合(たとえば関東大震災等による災害)には業務起因性が認められない。」
- ・地公災基金(昭和53.10.6 地基補第523号)
「天災地変の強度が非常に強い場合(例えば関東大震災のような天災地変)で、勤務環境等の内在危険に関係なく発生した災害の場合を除き、…」
もちろん請求に対しては個別の事例ごとに判断することとなるが、ビルなど建造物の倒壊など、高速道路の倒壊と同様に「危険の現実化」と判断することになるだろう。つまり、業務(通勤)起因性の判断基準は、今回の地震による災害について全て認められると考えてよい。

2 今後保険給付請求に関わる際に
注意すべき点は何か

業務上、通勤途上の範囲は以外に広いこと
労災保険上認められる業務上の範囲が、一般に考えられているより広いことに留意する必要がある。労災保険法上の業務上の範囲を例示すると以下のとおり。

作業中断中を含め、事業場施設内に滞在中
作業に伴う必要行為、又は合理的行為中
作業に伴う準備行為、又は後始末行為中
緊急業務中(地震の直後、同僚、近隣の人を助け出す時の災害も含む)

出張中で地域に滞在している全期間(例えばビジネスホテルで就寝中も含む)

別の労災で療養のため入院又は通院中
通勤途上については法文の規定をあげておく。

「労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。」

明暗わかる住居と通勤経路の境界

ただし、通勤途上については、住居と通勤経路との境界で明暗を分けることになる。たとえば、マンション、アパートなどの場合は、自室のドアの外へ出た通路は一般人が通行可能なので通勤途上とみなされ、一戸建て住宅の場合は門扉の外へ出て通勤途上とみなされる。昭和57年4月の和歌山局管内の「アパートの自室から出動しようとして鍵をかけるため玄関のドアの把手をつかもうとしたところ、風が吹いてきて、ドアが勢よく締まり、差し出していた右手を挟まれた負傷」は、通勤途上とみなされている。

労働者を保護する労災保険法といえども、当然保険原理は貫徹されているので、この点は請求の際に十分留意する必要がある。

救援活動中の災害も労災保険給付の対象となる場合がある

企業等から派遣された場合はもちろんのこと、善意で会社の承諾(事後もありうる)を得て、被災地へかけつけた際の怪我なども、その活動が通常の賃金の支払いの対象となっている、つまり出勤扱いとみなせれば、労災扱いとなる。もちろん、そこには労働組合などのボランティアの形をとっていてもよい。これについては、五島正規衆議院議員と労働省との話で、「広く適用の予定」と言っていたとのこと(1月26日付け)。

事業主がいなくなった、若しくは非協力的な場合の対応

いうまでもなく労災保険給付の請求は、被災労働者または遺族の権利であり、事業主に求められているのは各種の証明を行うことと請求に助力することだけである。協力のないときは事業場を管轄する労働基準監督署へ出向き、その旨申告して指示に従えばよい。労働組合等の協力者が得られればそれが一番だが、無理なときは、何処で何時、誰に何を申告したのかを記録しておくことである。また、所轄

の労基署がわからなければ、どこでも労基署を探して行くことである。

事実関係が客観的に特定できていない災害

死亡事例で被災場所の特定など、不確かな部分がある場合には、まわりの人の記憶が確かなうちに事実関係を保存しておく必要がある。その意味で請求も急ぐ必要がある場合もある。

3 関西労働者安全センターよりお願い

全て労災保険給付請求を

くりかえしになるが、地震に関連する災害は、業務上または通勤途上であるかどうか不確かな事例も含めて全て労災保険給付を請求するよう、強くお勧めする。

情報を関西労働者安全センターに

請求をした、あるいは準備中、考慮中、または可能性のある事例を伝聞したという場合、できる限り当面は関西労働者安全センターの方まで、ファックス、電話等でお知らせいただきたい。その際、被災労働者の氏名、年齢、職種、何処で被災したか、その状況、死亡の場合は遺族、相談担当者氏名、保険給付に係る現状(会社の対応を含め)などその時点でわかる情報をお知らせください。今後の保険給付に関する監視の意味でも、情報を集中することが重要です。

4 資料

連合大阪(日本労働組合総連合会大阪府連合会)は、兵庫県南部地震に関連して要望書を提出、各構成組織と各地域・地区協議会に対し通知を出した。

1995年1月26日

速報No.3(1995.1.30)

被害で閉鎖中の西宮、神戸西労基署への
申告などは近くの他労基署へ

1 兵庫県内被災地内の監督署連絡先

被災地内では各労働基準監督署の庁舎自体が

大阪労働基準局長 松崎 朗殿

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 柴田範幸

要望書

労働者の健康増進・権利確保のため、労働基準行政に奮闘しておられる貴職のご活動に心から敬意を表します。また、兵庫県南部地震による被害についても、その復旧対策に懸命の努力を払われていることに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、兵庫県南部地震はまさに想像を絶する強度で近畿一円をおそい、甚大な規模の被害を及ぼすにいたっています。

そして、その被害の中には、阪神高速道路上を走行中の業務上又は通勤途上の労働者が受けたものや、倒壊した事業場の中で業務に従事していた労働者が受けたものなど、労災保険給付の対象となりうる労働者の災害が多数含まれるものと考えられます。

従って今後貴職の管下労働基準監督署長に対して、労災保険給付申請が相次ぐことが予想されます。これらの請求に係る支給、不支給の処分をはじめとする行政の運営に当たっては、下記について留意されるよう要請致します。

記

- 1 兵庫県南部地震に関わる労災保険給付については、不公平感を生じたりすることのないよう、給付対象を拡大する方向で弾力的運用を行うこと。
- 2 地震に関連した災害であっても、業務遂行中又は通勤途上であれば保険給付を支給する可能性があり、請求を喚起する広報等何らかの対策をとること。



なりの損壊を受けており、職員の中にも被災者がいる状態で、もとの庁舎で労災保険、労働基準関係の請求、申告等の受付事務ができていないところもあ

る。その状況は、現在のところ以下のとおり。

兵庫労働基準局

・入居している神戸第2地方合同庁舎が立ち入り禁止の状態であり、局への各種申請などは、兵庫管内の各労基署へ。

神戸西労基署 [旧庁舎所在地] 兵庫区水木通10の1の5 TEL(078)576-1831

〈管轄区域〉神戸市のうち兵庫区・北区・長田区・須磨区・垂水区・西区

・庁舎の損壊が激しく、現在は兵庫局管内の他の労基署で受け付けている。

・旧庁舎が使用可能なので、引っ越しを終える2月7日より業務を再開する。

西宮労基署 西宮市浜町7の35 (0798)26-3733

〈管轄区域〉西宮市、芦屋市、宝塚市、神戸市のうち東灘区

・庁舎の損壊はないが立ち入れないため、現在は他の労基署で受け付けている。

・2月1日より業務を再開する。

神戸東労基署 神戸市中央区波止場町1の1 TEL(078)332-5353

〈管轄区域〉神戸市のうち灘区・中央区

・業務を行っているが、職員数は半数程。

以上の通りであるので、閉鎖中の間はもとより自分のあいだ同管内の他の労基署でも、各種請求、申請、申告を代わって受け付けることになる。通常通り業務を行っている付近の労基署をあげると以下のとおり(15頁参照)。

2 救助活動、消防活動の際の災害補償

消防職員、警察官などがその行動中に被った災害が公務災害として補償され、職責上高度の危険が予測されるにもかかわらず敢えてその職務を遂行中に被った災害については、特殊公務災害として割増

補償のあることは広く知られている。

また、事実上の地域ボランティアである非常勤消防団員(消防組織法第15条の7第1項)がその公務上被った災害や、一般人でも消防作業や救急作業に従事したものが、「消防作業若しくは水防に従事し、若しくは救急活動に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより」(各地方自治体の消防団員等公務災害補償条例)被った災害についても、条例により通常の公務災害と同趣旨、内容の損害補償が支給されることとなる。ただ、この場合本人がその権利を知らない場合が多いので、その地方自治体の首長は、その権利があることを速やかに通知しなければならないこととなっている。

この場合、労災保険の給付基礎日額に相当する補償基礎額については、消防団員についてはその階級、勤務年数によって決められており、一般人の協力者については、8,100円から通常得ている収入の日額により13,300円の間で(1992年現在)決められることになっている。

すでに各報道で散見される、警察官や消防関係者の過労が原因と思われる循環器系疾患による死亡は、概ねこうした補償の対象となるとみてよい。

3 救援活動中の災害補償

No2で触れたように、会社員などが同僚の救援のためにかけつけた際の怪我など、救援活動中の災害については、労働省が「その活動が出勤の状態である、つまり賃金が出ている状態である」という条件で、広く認める意向を示している。しかし、純粹のボランティアについては当然適用はなく、その団体が民間の傷害保険に加入していれば、その保険があるだけということになる。30日の報道では、今後民間ボランティアの活動に注目し、保険に加入する際にその保険料を助成する方法をとるなどの案がでてい



1 1.30 労働省労働基準局が都道府県労働基準局宛に事務連絡

1月30日、労働省労働基準局は、補償課長名で各都道府県労働基準局労災主務課長にあて、兵庫県南部地震における業務上外などの考え方について、指示する事務連絡(27頁参照)を出した。

その要旨は、すでに28日の読売新聞でも報道されたように、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災した場合は業務上という昭和49年10月25日付け基収第2950号「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」で示された考え方に基づいて判断するということである。また、通勤途上の災害についても、業務災害と同様に、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば通勤災害と認めるというもの。しかし、個々具体的な例をあげ、事実上広い範囲で支給対象となる判断を示している。

予断をもって処理するな、親切、丁寧な対応に心掛け

そして、個々の請求事案の業務上外の判断について、天災地変による災害は業務起因性がないとの予断をもって処理することのないよう留意することを特に促している。

また、労災保険給付請求の相談への対応についても、業務上災害、通勤災害となる事例をあげて適切に説明し、地震災害は認められないとの誤解を与えることのないようにし、業務上外の判断は請求書が出された後に行うものであることを説明するように求めている。その上で、相談に対しては親切、丁寧な対応に心掛けることも併せて求めている。

高速道路の倒壊は業務上などの具体例

さらに、従来の地震による災害に対する考え方は変わらないとしながら、具体的にあげている事例は、伊豆半島沖地震の際にしめされた事例に加え、トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害をあげており、その判断としては高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものとしたものと認め業務上としている。通勤災害については、列車の脱線事故をあげ、利用中の列車が脱線したことは通勤に通常伴う危険が現実化したものであるとし、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒した災害も同様に認めるものとしている。

従来の考え方に基づく業務起因性の「広い解釈」?!

この内容が判明したことにより、No2で呼びかけた、事実上今回の兵庫県南部地震による業務中、通勤途上の災害については「すべて労災保険給付の対象」ということがより明確になった。労働省は従来の考え方にもとづくもので、新たな変更はなく個々に判断するというが、「高速道路の構造上の脆弱性」や「歩道橋を歩いている際の転倒が(それだけで)通勤に通常伴う危険」という判断事例が、業務起因性の範囲を確実に広げたことは間違いなく、労働省はこの後に及んで何を強弁しているのかという気にさせられる。地震による建築物や崖の倒壊等による被害は、結果としてすべてその建築物や崖の脆弱性という危険があったことによるものであり、業務上外の判断に際して、「帯筋が入っていなかったのが倒壊の原因」とか個々の理由付けをすることにどれほどの意味があるだろう。第一線で保険給付の調査に携わる労基署の事務官が、災害の原因となった構造物等の脆弱性を証明する資料を探すという業務に忙殺される苦勞は、同情に値するものといわねばならない。

いずれにしろ地震による災害は、保険給付請求をすれば、個々の細かな調査はありこそすれ、業務以外の明確な原因がない限り最終的に支給決定があることがはっきりした。

労働基準局などに相談が殺到

新聞報道では(1月31日付け毎日新聞第1面)、すでに労災保険請求に関わる相談が、兵庫や大阪の労働基準局などに130件以上寄せられているという。関西労働者安全センターでも、高速道路の倒壊に関係した災害3件をはじめ、いくつかの情報が寄せられている。

2 地震に伴う労災診療の取扱いについて労働省労働基準局長が通達

保険給付請求書が準備できないときは任意の様式で労災診療

労働省は兵庫県南部地震による業務上災害等を受けた被災労働者、もともと労災で療養中であった労働者の医療機関の倒壊などによる転医などの取扱いについて、労働基準局長名による通達(平成7.1.23 基発第27号、29頁参照)を発している。

速報No.4 (1995.1.31)

労働省が地震による災害の業務上外判断基準を指示

内容は、所属事業場の焼失や倒壊などで通常の労災保険給付に関する請求書を準備できない場合について、「人命尊重を最優先に人道的立場で最大限の努力をすることが必要」との立場から、別途指示するまでの間、氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生日・発生状況及び既に他の労災指定医療機関で療養を受けていた場合にはその医療機関名を記載した任意の様式でも請求できるとしたものである。

※事業主証明や診療担当医師の証明がない休業補償請求も場合によっては受理*

さらに労災保険請求に係るその他の事務取扱についても、特別の事務連絡(平成7.1.27事務連絡第3号、32頁参照)が出されている。

まず事業場の倒壊などで証明を受けることが困難な場合の労災保険給付請求書については、請求者の記載のみでも受理することとした。さらに医療機関が倒壊した等の理由で診療担当者の証明が得られない休業(補償)給付請求書についても、傷病名等

から継続した療養が推認しえるものについては同様に受理するものとしている。他、報告書、通院費についても特別の扱いが指示されている。

3 資料

- (1)兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて(平成7.1.23基発第27号)
(労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛て)(29頁参照)
- (2)兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について(平成7.1.27事務連絡第3号)
(労働省労働基準局補償課長より都道府県労働基準局労災主務課長宛て)(32頁参照)
- (3)兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について(平成7.1.30事務連絡4号)
(労働省労働基準局補償課長より都道府県労働基準局労災主務課長宛て)(27頁参照)



速報No.5 (1995.2.2)

兵庫県南部地震で初の公務災害認定

1 非常勤消防団員の心筋梗塞死を認定

兵庫県南部地震に関わる初の公務災害認定があった。共同通信社が2日に配信した記事は以下の通り。

消防団員に労災初認定—震災救助活動で過労死

消防団員等公務災害補償等共済基金は2日までに、阪神大震災の被災地で救助などの活動後に心筋梗塞(しんきんこうそく)で死亡した神戸市灘消防団第2分団所属の米穀商加久幾康さん(50)＝同市灘区六甲町1の2の1＝に対し公務災害と認定した。近く遺族補償年金や葬祭一時金などが支給される。

消防団員は非常勤の地方公務員に当たり、震災後に死亡した兵庫県内の公務員に対し公務災害認定したケースは今回が初めて。

認定を申請していた同市は「震災下の激務後の

死亡で、職務との因果関係があり、明らかに過労死と認められる」と話している。

市消防局によると、加久さんは、1月17日の地震で近所から出火した火事で自宅を焼失、近くの店舗も倒壊したが、直後から消火や避難誘導などに従事。

25日午後避難先の同区内の親類宅へ仮眠に戻るまで、生き埋め者の救出や交通整理、夜間パトロールなどに連日当たった。この間毎日1～4時間の仮眠を取る程度だったという。

加久さんは親類宅で仮眠中に体調が急変、病院に運ばれたが、26日午後2時半ごろ死亡した。

消防、救急の活動中の災害補償については、地域ボランティアである非常勤消防団員はその活動中が公務とみなされることはもとより、一般人でも活動に協力中に受けた災害は市町村の条例に基づき補償対象となる。また、各地方自治体では、公務災

害の際の上積み補償にあたる「見舞金条例」も制定しているのが普通で、消防団もその対象となっており、給付されることになる。今回の震災ではこうした痛ましい事例が少なくないと思われる。労働相談をはじめとした相談活動でも留意しておく必要がある。

2 労働省が兵庫、大阪各局と署に賃金・解雇・労災など総合相談窓口

労働省は1月31日、今後の被災地域での労働条件確保対策、労働災害防止対策等の実施について発表した。その内容は、①賃金等労働条件の確保に向け

た総合相談窓口の開設、②二次災害の発生又は災害復旧工事に係る安全衛生確保対策について、③労災保険給付等の取扱いについて、④避難者に対する医療援助等について。

③についてはNo.4で詳しくお知らせしたが、①について以下通達全文を紹介する。

(資料)

- ・兵庫県南部地震に係る総合相談窓口の開設について(平成7.1.27基発第35号)
(労働省労働基準局長より関係府県労働基準局長宛て)(34頁参照)



速報No.6 (1995.2.3)

週休明けの実家からの出勤も通勤災害

1 出始める走行中の運転手の死亡など労災保険給付請求

今回の震災が直接の原因となった災害について、労災保険給付請求をする遺族等が出始めている。以下、3日付けで共同通信が配信した記事を紹介する。

2運転手遺族が労働災害請求

—業務中の直接被災で初

阪神大震災による高速道路破損などで死亡した兵庫県姫路市内のトレーラー運転手(28)とタンクローリー運転手(56)の遺族が姫路労働基準監督署に労災保険の遺族補償給付を請求していたことが分かった。

今回の震災では、救助活動で過労死した消防団員に公務災害が認定されたが、震災による直接の死者の労災保険請求が明らかになったのは今回初めて。今後、業務と通勤中の被災者から請求が相次ぐとみられ、同省は前向きに認定する方針。

請求書などによると、トレーラーは、1月17日の地震当時、同県芦屋市打出町の阪神高速道路神戸線を走行中、路面に段差ができるなどして急停車した際、積み荷の建設資材のH鋼が崩れて運転席を直撃、運転手は全身を強く打って間もなく死

亡した。

この運転手は午前4時半ごろ、姫路市を出発、堺市へ向かっていた。実家は妻(32)と3人の子供。

一方、タンクローリーは、神戸市中央区波止場町の国道2号で激しい揺れにハンドルを取られ衝突事故を起こし、運転手が死亡した。

いずれも、業務上の災害として労災認定するよう求めており、認定されれば、平均賃金や生計を依存していた遺族の人数に応じた年金などが給付される。

労働省は、大きな天災は不可抗力で、一般には業務中でも労災と認めない、としてきた。しかし今回、危険な環境にいたため被災した場合は認定するよう1月30日付で都道府県労働基準局長に通知。この中の認定事例集に、高速道路崩壊による走行中の運転手を含めている。

兵庫、大阪の労基局には2日までに、233件の労災相談が寄せられている。

阪神高速道に倒れ備付いて

—業務中被災運転手の今

工作中、阪神大震災に巻き込まれ死亡した運転手の遺族が3日までに、労災補償を請求した。阪神高速道路だけで死者16人、負傷者約80人。「夫

が今にも帰ってきそうで」と悲しみのいえない妻。「働くしかない」と首の痛みをこらえながらハンドルを握る負傷者。17日早朝の同高速道に倒れ、傷付いた人々の“今”を聞いた。

遺族が労災補償請求した兵庫県姫路市の運転手(28)は、路面に段差の生じた同県芦屋市で、荷崩れしたH鋼に直撃され亡くなった。

11、5、3歳の3人の子供とともに残された妻(32)。「今にも戸を開けて帰って来るようで。いつものように『行ってらっしゃい』と見送った時間があと30分遅かったら、10分でも…」と声を詰まらせる。

奈良県生駒市の新家和男さん(46)のトラックは神戸市東灘区で横倒しとなった高架の道路を滑り落ちて大破した。「頭部外傷、死亡まで数日間」と死体検案書は記す。

自宅和室の遺骨と遺影を、勤続30年、皆勤などの表彰状が見下ろす。家族は父光造さん(77)と母、弟。目が不自由な光造さんは「病気一つせんかった。高速道路が倒れたとは聞いたが、まさか巻き込まれたとは。これからどう食べていけばいいのか」と途方に暮れる。

勤務先の大阪府門真市の運送会社では後輩の面倒を見る最古参の社員だった。幹部は「労組委員長も兼ね、慕われていた。労災請求手続きを急ぎたい」。

姫路市の中原宗久さん(33)のトラックは兵庫

県西宮市内を走行中、地震で盛り上がった道路をジャンプ、車輪などが壊れ、すぐ後ろで高架の道路が倒壊した。

「あのトラックには50万円のローンが残っていた。事故で首が痛い、稼がねばならん。葉飲んで頑張っている」。被災直後、別のトラックに乗り換えて千葉県内を走った。

当センターにも、高速道路崩壊に関連する業務中の災害で、3件7人の死傷をはじめ、建物の倒壊による圧死などの情報が寄せられており、労災保険給付請求の準備をそれぞれ進めている。

2 労働省が土崩月来型通勤の通勤災害認定範囲を新通達で拡大

そのうちの1件を紹介すると、建設重機のオペレーターが通常は奈良県の現場に近い宿舎に住んでいたが、前日が連休でもあり姫路の実家に帰っていた、17日当日早朝に自家用車で現場へ直行する途中に地震に遭遇、高速道路の下敷きになったというもの。実家へ帰るのは月1回程度で、従来の通勤災害では認められない(週1回以上の往復で片道200km、3時間以内の要件)が、労働省はこの2月1日付けでこの要件を「往復行為に反復継続性が認められ(月1回程度)」ればよく、距離等は問わないことに改める通達を発した。したがってこのケースも認められることとなる。17日は連休明けであり、同様のケースが他にも出る可能性がある。



速報No.7 (1995.2.8)

労働基準局に900件の労災相談

1 最近の地震による労災保険給付の状況が判明

労働省労働基準局は、この2年の地震による労災保険給付の状況についてまとめたものを明らかにしている(4頁表)。93年の奥尻島地震で14件、釧路沖地震で10件の申請があり、すべて支給決定がなされている。数字の上では100%の認定となるが、数字全体の少なさは、実際には労働基準監督署への請

求段階の窓口対応で、あきらめている事例もあることを想像させる。

現在、大阪、兵庫の労働基準局及び管内労基署では頻りに労災保険に関わる相談が寄せられており、その数は2月5日現在で900件を超えるという。兵庫県南部地震にあつては、業務遂行中であつたかどうかの判断、労働者性の判断が必要な請求も含めて、請求を促進する必要がある。

(以下省略)



資料1：労働省地震施策(労働基準局関係)

「兵庫県南部地震に係る当面の労働条件確保、労働災害防止対策の実施について」
平成7年1月31日 労働省発表

去る1月17日に発生した兵庫県南部地震により、多くの貴い人命が失われ、かつ甚大な経済的被害をもたらされたところである。労働省としては、既に各般の対応を行ってきたところであるが、本災害により、被災地域において、今後相当の期間にわたり事業活動への深刻な影響が予想され、労働条件への重大な影響が懸念されることにかんがみ、地元からの要望も踏まえ、当面講ずることとしている労働条件確保対策、労働災害防止対策等を下記のとおりとりまとめた。

記

第1 賃金等労働条件の確保に向けての総合相談窓口の開設等

兵庫労働基準局及び大阪労働基準局並びに両局管内の全労働基準監督署において、被災労働者、被災事業主等の利便に資するよう、賃金、解雇等労働条件一般に関することから、安全衛生、労災保険に関することまで総合的に対応する「総合相談窓口」を開設し、きめ細かな相談援助を行う。(別添1—34頁、基発第35号労働基準局長通達)

また、事業主団体に対し、総合相談窓口の活用に係る周知等を要請する。(別添2—35頁、基発第37号労働基準局長通達)

(兵庫労働基準局関係は1月27日に設置、大阪労働基準局関係は2月1日に設置を予定。なお、被害が特に甚大な地域においては、フリーダイヤルによる電話相談を行う予定。)

第2 二次災害の発生又は災害復旧工事に係る安全衛生確保対策について

1 労働災害防止のための緊急措置について

被災地域において、地盤の緩みによる土砂崩壊、半壊した建物の崩壊、危険・有害物の漏洩、紛じんの発生等による二次災害の発生に伴う労働災害、災害復旧工事に係る労働災害等の発生が懸念されるため、

- ① 事業場における被害状況の把握
- ② 事業場における労働災害防止対策

- ③ 災害復旧工事における労働災害防止対策の推進
- ④ 災害復旧工事等における労働者の健康確保対策の推進
- ⑤ 事業の再開に当たっての労働災害防止対策の推進に努める。

2 復旧工事の安全確保を図るための専門家の派遣について

土木・建築等に係る専門家を現地に派遣し、大規模な災害復旧工事を中心に、施工業者に対する安全確保に関する指導を行い、作業の安全確保を図る。なお、第1回の現地指導は2月1日及び2日に実施することとしている。

(別添3、4—省略)

第3 労災保険給付等の取扱いについて

労災診療については、任意の様式でも請求できることとし、また、労災保険給付の請求に必要な事業主の証明等については、弾力的に運用する。

第4 避難者に対する医療援助等について

1 緊急医療チームの派遣

全国の労災病院や産業医科大学から医師、看護婦などで編成された緊急医療チームを現地に派遣し、被災地における緊急医療の支援に努める。(別添5—省略)

2 労災病院における被災者の救護

被災地にある関西労災病院及び神戸労災病院において、災害発生当初から24時間の緊急体制を敷き、積極的に救急活動を展開している。(別添5—省略)

3 被災労働者等に対する健康相談窓口の開設

大阪産業保健推進センターにおいて、大阪府医師会と共同して、メンタルヘルスを含む健康問題について、フリーダイヤルの電話等による相談窓口を開設し、兵庫県及び大阪府における被災者等に対する相談及び指導を行う。(別添6—35頁、兵庫県南部地震における「健康相談窓口」実施要綱)

(参考1) 労働基準関係機関(一15頁参照)
(参考2)

兵庫県南部地震に係る対策の状況

平成7年1月31日現在

対策の内容	措置状況
1 賃金等労働条件の確保に向けての総合相談窓口の開設等 ・ 兵庫労働基準局及び大阪労働基準局並びに両局管内の全労働基準監督署において、総合相談窓口を開設し、きめ細かな相談援助を実施する。 ・ 事業主団体に対し、総合相談窓口の活用に係る周知等を要請する。	局長通達発出(1/27 基発第35号)(兵庫局関係1/27設置 大阪局関係2/1設置予定) 局長通達発出(1/31 基発第37号)
2 安全衛生確保対策 ① 労働災害防止のための緊急措置について ・ 二次災害の発生又は災害復旧工事に係る安全衛生確保対策を推進する。 ・ 事業主団体、発注機関等に対し、労働災害防止について要請する。 ② 復旧工事の安全確保を図るための専門家の派遣 ・ 災害復旧工事における現場の安全の確保を図るため、土木・建築等に係る専門家を現地に派遣する。 ③ クレーン等に係る安全点検等に関する相談窓口の設置 ・ クレーン等に係る安全点検及び車両系建設機械に係る検査業者の紹介等に係る相談窓口の設置を周知し活用を促進する。 ④ 労働安全衛生関係試験の受検の取扱い ・ 被災等により受検できない者等に対して受験日の変更を可能とする等便宜を図る。	局長通達発出(1/26 基発第29号) 労働衛生課長事務連絡発出(1/30) 局長通達発出(1/26 基発第29号) 局長通達発出(1/31) (第1回現地派遣2/1-2) 局長通達発出(1/26 基発第29号)
3 労災保険給付等に係る対策 ・ 地震関係の労災保険給付の請求や相談に適切に対応する。 ・ 療養給付請求書の提出が困難な場合に任意様式での提出を可能とする。 ・ 2月期年金支払に関する照会や相談に適切に対応する。	補償課長事務連絡発出(1/30 第4号) 局長通達(基発第27号)、補償課長事務連絡発出(1/23 第2号) 労災保険業務室事務連絡発出(1/24)
4 避難者に対する医療援助等 ① 緊急医療チームの派遣 ・ 緊急医療チームを現地に派遣し、被災地における救急医療の支援に努める。 ② 労災病院における被災者の救援 ・ 関西労災病院及び神戸労災病院において積極的に救援活動を支援する。 ③ 産業保健推進センターにおける健康相談窓口の開設 ・ メンタルヘルスを含む健康問題について、電話等による相談窓口を開設し、相談及び指導を行う。 ④ 救急薬品の配布 ・ 救急薬品を兵庫県対策本部に配布する。	労働福祉事業団、産業医科大学に指示(1/18) 労働福祉事業団に指示(1/19) 大阪産業保健推進センターにおいて実施(2/1~) 風邪薬、胃薬等を配布。

資料2：地震災害認定基準

事務連絡第4号
平成7年1月30日
都道府県労働基準局労災主務課長殿
労働省労働基準局補償課長

兵庫県南部地震における
業務上外等の考え方について

兵庫県南部地震(以下「地震」という。)の発生に伴い、今後、多数の労災保険給付に係る相談や請求が予想されることであるが、今回の地震における業務上外等の考え方については、下記に留意することとされたい。

記

1 業務上外等の基本的な考え方について
 天災地変による災害に係る業務上外等の考え方については、従来より、被災労働者が、作業方法、作業環境、事業場施設の状況等からみて危険環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱っているところであり、昭和49年10月25日付け基収第2950号「伊豆半島沖地震に際して発生した災害の業務上外について」においても、この考え方に基づいて、個々の事例について業務上外等の考え方を示したものであること。したがって、今回の地震による災害についても、従来からの基本的な考え方に基づいて業務上外の判断を行うものであること。
 なお、通勤途上災害についても、業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害として取り扱うものであること。
 また、個々の労災保険給付請求事案についての業務上外等の判断に当たっては、天災地変による災害については業務起因性等がないとの予断をもって

処理することのないよう特に留意すること。
2 労災保険給付に係る相談等について
 今回の地震による被災者及び遺族から労災保険給付に係る相談等があった場合には、前記1の基本的な考え方に基づいて、業務災害あるいは通勤災害となるケースを挙げながら適切に説明し、地震災害は業務災害あるいは通勤災害とは認められないとの誤解を与えることのないようにするとともに、個々の事案の業務上外等の判断については、請求書が提出された後に行うものであることを併せて説明すること(別添「地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方」参照)。

また、労災保険給付に係る相談に対しては、親切、丁寧な対応を心掛けるとともに、請求書の提出があった場合には、迅速・適正な処理を行うこと。

なお、請求書等の取扱いについては、平成7年1月23日付け基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」、平成7年1月27日付け補償課長事務連絡第3号「兵庫県南部地震に伴う労災保険給付の請求に係る事務取扱いの留意点について」等に示したところであり、これらに留意し適切に対応すること。

(別添)地震による災害の業務災害又は通勤災害の考え方

1 業務災害
 地震により、業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものと認められれば、業務災害となる。
2 通勤災害
 業務災害と同様、通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害となる。
 なお、上記1及び2は、従来の考え方に基づくものであり、変更したものではない。

地震による災害事例

1 業務災害

事例1 作業現場でブロック塀が倒れたための災害

ブロック塀に補強のための鉄筋が入っておらず、構造上の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例2 作業場が倒壊したための災害

作業場において、建物が倒壊したことにより被災した場合は、当該建物の脆弱性が認められたので、業務災害と認められる。

事例3 事業所が土砂崩壊により埋没したための災害

事業所に隣接する山は、急傾斜の山でその表土は風化によってもろくなっていた等不安定な状況にあり、常に崩壊の危険性を有していたことから、このような状況下にあった事業所には土砂崩壊による埋没という危険性が認められたので、業務災害と認められる。

事例4 バス運転手の落石による災害

崖下を通過する交通機関は、常に落石等による災害を被る危険性を有していることから、業務災害と認められる。

事例5 工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害や避難の途中車庫内のバイクに衝突した災害

業務中に事業場施設に危険な事態が生じたため避難したものであり、当該避難行為は業務に付随する行為として、業務災害と認められる。

事例6 トラック運転手が走行中、高速道路の崩壊により被災した災害

高速道路の構造上の脆弱性が現実化したものと認められ、危険環境下において被災したものと認め、業務災害と認められる。

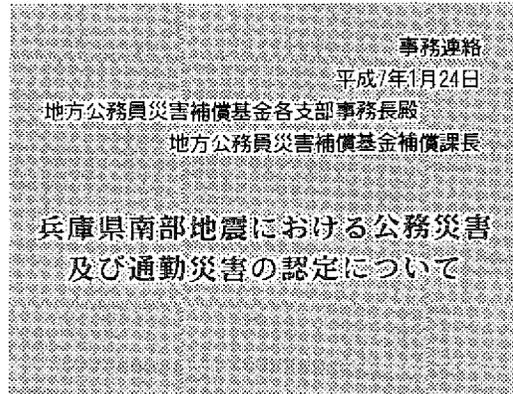
2 通勤災害

事例1 通勤途上において列車利用中、列車が脱線したことによる災害

通勤途上において、利用中の列車が脱線したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。

事例2 通勤途上、歩道橋を渡っている際に足をとられて転倒したことによる災害

通勤途上において、歩道橋を渡っている際に転倒したことは、通勤に通常伴う危険が現実化したものであることから、通勤災害と認められる。



標記につきましては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、遺漏のないようにして下さい。

また、兵庫県南部地震による公務災害及び通勤災害の状況につきましては、当面の緊急対策終了後、当職までご連絡を頂きますようよろしくお願い致します。

なお、公務遂行性、公務(通勤)起因性等が不明確な災害については、個別事案ごとに本部で相談に応じますので、ご連絡下さい。

記

- 1 公務上の災害として認められるもの
 - (1)地震による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事していた場合の災害
 - (2)罹災地以外の地域から罹災地へ出張していた場合の災害
 - (3)勤務場所等の防護行為を行っていた場合の災害
- 2 一部について公務災害又は通勤災害として認められるもの
 - (1)公用外出中の災害のうち、自動販売機の倒壊等

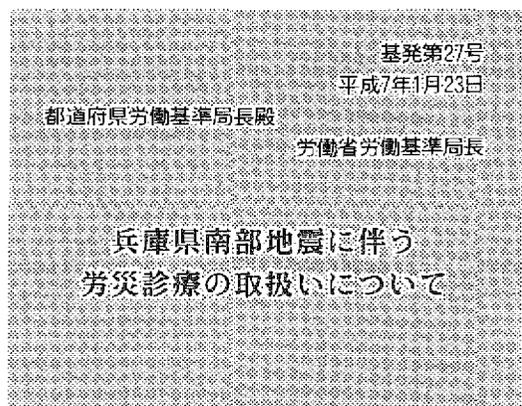
勤務環境の脆弱性による危険が具体化したものと認められるもの

(2)勤務場所又は付属施設内の災害のうち、ロッカー等の倒壊等公の施設等の脆弱性による危険が具体化したものと認められるもの

(3)通勤途上の災害のうち、窓ガラス等通勤環境の脆弱性による危険が具体化したものと認められるもの

3 地方公務員災害補償法第46条の規定により、特殊公務に従事する職員については、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において特定の職務に従事し、その結果公務上の災害を受けた場合は遺族補償等の特例措置(100分の50以内の額加算)が適用されるものであること。

資料3：労災保険手続関係通達



今般の兵庫県南部地震により、業務上災害等を受けた傷病労働者及び医療機関の倒壊等により転医した傷病労働者が発生している。

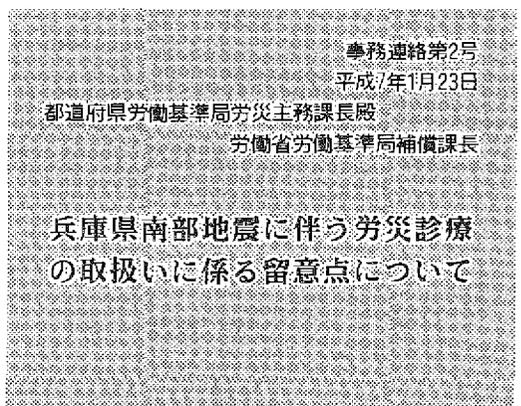
これらの傷病労働者にあつては、その所属事業場が焼失あるいは倒壊しているところもあり、また、所属事業場の再建にも相当の時間を要することから、「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(様式第5号又は様式第16号の3)及び「療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号又は様式第16号の4)(以下「請求書等」という。)の提出が困難な場合が考えられる。

労働省としては、傷病労働者の人命尊重を最優先に人道的立場で最大限の努力をする必要があると考えていることから、請求書等の提出が困難な場合には、別途指示するまでの間、氏名、生年月日、住所、事業の名称、事業場の所在地、災害発生日月日・発生状況及び既に他の労災指定医療機関で療養

を受けていた場合にはその医療機関名を記載した任意の様式でも請求できることとする。

ついで、貴局管内の労災指定医療機関に対して、上記取扱いの周知を図るとともに、当該事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、日本医師会に対しても、別添のとおり本取扱いの周知を依頼したところであるので、念のため申し添える。
別添(省略)



標記については、平成7年1月23日付け基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」により指示されたところであるが、この運用に当たっては下記事項に十分留意の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 「療養(補償)給付たる療養の給付請求書」(様式第5号又は様式第16号の3。以下「請求書」とい

う。)に代えて任意の様式の提出があった場合は、請求書へ貼付し、当該様式に記載されていない項目(労働保険番号等)を機械検索等により確認して請求書に記載し、支給決定を行うこと。

2 「療養(補償)給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届」(様式第6号又は様式第16号の4)に代えて任意の様式の提出があった場合は、上記1と同様の処理を行うこと。

事務連絡
平成7年1月24日
都道府県労働基準局労災主務課長殿
労働省労働基準局労災保険業務室年金班長

兵庫県南部地震に伴う2月期年金
支払業務に係る対応について

平成7年1月17日午前5時46分頃、兵庫県南部地震(以下、「地震」という。)が発生し、兵庫県下に居住する労災年金受給者を中心に地震による被害を被ったと推測される。

更に、労災年金の支払機関である金融機関及び郵便局におけるオンラインシステムは、回復しつつあるが、2月期年金に係る振込通知書・支払通知書(以下、「通知書等」という。)の運配等による影響も懸念されるところである。今後、2月期年金支払に関して労災年金受給者等からの照会や相談が予想されるところであるが、各局に地震により影響があった労災年金受給者から照会や相談があった場合には、下記の点に留意の上、別紙照会例を参考に対応されたい。

記

1 平成7年2月期年金支払処理について

兵庫県下に居住する年金受給権者で平成7年2月期年金支払対象者は、平成7年1月24日現在9,040人で、支払機関・支払方法別では、金融機関での振込預入者7,820人、郵便局での振替預入者1,196人、払渡郵便局での現金払者24人となっている。

労災保険業務室における2月期年金支払に係る機械処理等については、通常どおり行っているところ

であるが、地震による被災地への通知書等の郵便配達については、回復しつつあるものの、家屋の倒壊等により、受給権者が避難し、通知書等を受け取ることができない場合や運配等が懸念される。

なお、払渡郵便局での現金払者に対する通知書等は、今回に限り、簡易書留で送付したところである。2 年金関係に関する相談、問い合わせの対応について

地震関係の労災保険給付の請求以外の継続して年金を支給している受給権者に係る相談等については、別紙照会例に基づき対応し、照会例で対応できない場合にあっては、当室年金班年金業務係あて相談されたい。

別紙

照会例1

通帳・キャッシュカードを紛失したが、口座から労災年金を引き出すことができるでしょうか。(金融機関振込預入払・郵便局振替預入払)

対応:

(金融機関振込預入払の場合)

- ① 受給権者が指定された金融機関に労災年金を既に振り込んでいますので、労災年金の口座振込を指定された銀行等の支(本)店、又は、最寄りの同一銀行等の他支店(代替支店)の窓口へご相談ください。
- ② 通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、各金融機関において、非常時の取扱い(当面の間)がなされ、本人と確認できれば、預金の引き出しに依ると聞いております。

届け出印のない場合にも、拇印を認めるとされていますので、直接、銀行等の窓口へ御相談ください。

非常時の取扱いについては、1月17日より20日までの間、①通帳等を紛失した場合でも本人であることを確認して払戻しに依る、②届け出の印鑑がない場合には拇印で依る、という特別措置が適用されている。なお、1月19日に近畿財務局神戸財務事務所長、日本銀行神戸支店長連名で神戸銀行協会会長に対し、「今般の被災の状況に鑑み、当面の間、非常取扱い等の措置を延長することとされたい」旨の要請がなされている。

(郵便局振替預入払の場合)

- ① 受給権者が指定された郵便局に労災年金を既に振り込んでいますので、労災年金の口座払を指定された郵便局又は、近隣の郵便局の窓口へ御相談ください。
- ② 通帳・キャッシュカードを紛失した場合であっても、郵便局において、非常時の取扱い(当面、2月16日まで)がなされ、本人と確認できれば、預金の引き出しに依ると聞いています。届け出印のない場合にも、拇印を認めるとされていますので、直接、郵便局の窓口へ御相談ください。

照会例2

郵便局の窓口で現金払いで労災年金を受領している受給権者であるが、支払通知書が、未だ、届いていない。すぐに年金を必要としているがどうすればよいか。

対応:

- ① 2月期の労災年金に関する支払通知書は、兵庫県下に居住している受給権者であって指定郵便局での現金払いを選択されている方については、労災保険業務室から簡易書留で送付しています。
- ② 支払通知書が届かず、また年金証書・印鑑が地震により紛失(消失)した場合であっても、指定の払渡郵便局へ受給権者ご自身が赴き、本人と確認できれば、年金を受け取ることができます。
- ③ 運転免許証や健康保険証等の本人であることを証明できるものが持参できない場合には払渡郵便局の窓口へその旨、御相談ください。
- ④ 万一、払渡郵便局での年金受取ができない場合には、あらためて、当署に御相談ください。

該当者は、兵庫県下で24名であるが、郵政本省への確認によると、当該払渡郵便局は、全て、正常に機能しており、労災年金受給者に対する現金払いについては、本人確認方法を含め、配慮方、当室から依頼済みである。

支払通知書、年金証書、印鑑をなくとも本人確認ができれば、年金の現金払いを行う非常取扱いは、兵庫県内の郵便局及び大阪府豊中市内の郵便局に限られ、現時点では、その期間は、2月16日までである。

したがって、避難地等であっても、他地域の郵

便局での非常取扱いは行われたい。

④により相談があった場合には、当室あて年金証書番号と連絡先を速報されたい。

照会例3

年金証書を地震で消失(紛失)しました。再発行していただけますか。

対応:

- ① 最寄りの労働基準監督署で「年金証書再交付申請書」をお渡ししますので、速やかに年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ提出し、再交付してもらってください。
- ② お近くに労働基準監督署がなければ、こちらから、「年金証書再交付申請書」を送付いたしますので、送付先をお教えてください。
- ③ 年金の支給決定を受けた労働基準監督署は、どちらでしょうか。

当該署が、地震により業務に支障が出ている場合にあっては、兵庫局の他署において、年金証書再交付申請書を受け付けることとしているが、当室においても、兵庫局と可能な限り受付先等の調整を図るので、当室に相談者の連絡先等(電話番号・送付先・年金証書番号等)を速報されたい。

照会例4

地震により家屋が倒壊しましたので、この度、親戚筋へ身を寄せることにしましたが、何か、手続きが必要でしょうか。

対応:

- ① 年金受給権者の住所は、労災保険業務室のコンピュータに登録され、受給権者ごとに管理しています。そこで、年金の支払い、定期報告等を通知する際に届け出の住所が変更されていますと、年金の振込通知書や定期報告書等が届かなかったり、年金の支払いができなくなってしまうことになります。

したがって、4月期以降も住所を変更している場合で、住民票も移すような場合にあっては、「年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届」をこちらから送付しますので、必要な添付書類(住民票等)を添えて、当署(最寄りの労働基準監督署)又は年金の支給決定を受けた労働基準監督署に届け出てください。

事務連絡第3号
平成7年1月27日
都道府県労働基準局労災主務課長殿
労働者労働基準局補償課長

兵庫県南部地震に伴う労災保険
給付の請求に係る事務取扱いの
留意点について

兵庫県南部地震(以下「地震」という。)が本年1月17日に発生し、これに伴い被災労働者の所属事業場が倒壊あるいは焼失し又は被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊等したものもあり、労災保険給付の請求に困難を来す場合も予想されることから、労災保険給付の請求に係る事業主の証明等の事務取扱いについては、当面の緊急措置として、下記により対応されたい。

記

1 労災保険給付請求に係る事業主の証明について

事業主の証明のない労災保険給付請求書の取扱いについては、昭和60年5月31日付け事務連絡第23号「事業主の証明のない保険給付等請求書の取扱いについて」等により指示しているところであるが、今回の地震により、被災労働者の所属事業場が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主の証明を受けることが困難な場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、請求書の事業主証明欄の記載事項を請求人に記載させ、事業主の証明を受けられない事情を付記させること。

2 休業(補償)給付請求に係る診療担当者の証明

について

休業(補償)給付のうち、従来から継続して給付されているものについて請求がなされた場合、今回の地震により、被災労働者が療養の給付を受けていた医療機関が倒壊した等の理由から、診療担当者の証明が受けられない場合においては、被災者の傷病名等から継続して療養していたことが推認し得るものについては、診療担当者の証明がなくとも請求書を受理して差し支えない。

この場合、診療担当者の証明欄の記載事項を請求人に記載させ、当該証明を受けられない事情を付記させること。

3 休業(補償)給付の受給者の傷病の状態等に関する報告について

労働者災害補償保険法施行規則第19条の2に基づく、休業(補償)給付の受給者の傷病の状態等に関する報告書(以下「報告書」という。)については、今回の地震により、医療機関が倒壊した等の理由から、傷病の名称、部位及び状態に係る医師等の診断書が得られない場合には、休業(補償)給付請求書に報告書を添付しなくとも差し支えない。

この場合、報告書が添付できない事情を付記させるとともに、診断書が取得され次第、報告書を所轄労働基準監督署長に提出させること。

4 通院費の取扱いについて

通院費の請求のうち、今回の地震により従前通院していた医療機関が倒壊した等の理由から、傷病労働者の住居地等から4キロメートルを超える医療機関へ通院せざるを得ない場合についても、昭和37年9月18日付け基発第951号「移送の取扱いについて」の記の1の移送の範囲として、取り扱って差し支えない。

5 本省協議について

本内かんによって判断することが適当でないと思われる場合にあっては、本省と協議すること。

資料4 : 労災防止・労働条件確保対策

基発第29号の1
平成7年1月26日

兵庫労働基準局長殿

労働者労働基準局長

兵庫県南部地震に対応した
労働災害防止のための
緊急措置について

去る1月17日に発生した兵庫県南部地震により、阪神地区を中心に道路、鉄道、各種の建築物等に甚大な被害が発生したところである。この地域においては、地盤の緩みによる土砂崩壊、半壊した建設物の倒壊、危険・有害物の漏洩等による二次災害の発生に伴う労働災害、災害復旧工事における労働災害の発生が懸念されるところである。

については、関係行政機関との連携を図りつつ、下記の事項に留意のうえ、労働災害防止対策の推進に努められたい。

なお、発注機関及び関係事業者団体に対し、別添(省略)のとおり本職から要請したので申し添える。

記

1 事業場における被害状況の把握

関係行政機関と連携を図り、事業場における労働者の被災状況及び施設、設備等の被害状況の把握に努めること。

2 事業場における労働災害防止対策

事業者及び事業者団体に対し、地震発生後の地盤の緩みによる土砂崩壊、半壊した建設物の倒壊、危険・有害物の漏洩等による労働災害の防止を要請する等適切な措置を講ずること。

また、二次災害の発生のおそれのある事業場、建設物等に対する安全パトロールの実施等に努めること。

3 災害復旧工事における労働災害防止対策

関係行政機関等と連携を図り、災害復旧工事の発注状況の把握に努めるとともに、発注機関、関係事業者団体、労働災害防止団体等に対し、安全に配慮した施工計画の策定、必要な技術者、資格者等の配置等工事における安全対策の徹底を要請する等労働災害防止のための適切な措置を講ずること。

これに併せて発注機関、関係事業者団体等との連携の下に、大規模な災害復旧工事に対する安全パトロールの実施等に努めること。

なお、災害復旧工事における労働災害の発生状況を把握しておくこと。

4 事業場における事業の再開に当たっての労働災害防止対策

事業者及び事業者団体に対し、事業場の事業の再開に際し、ボイラー、クレーン等の特定機械、危険な機械設備・有害物を取り扱う設備、建設工事の足場等の仮設設備についての点検及び補修等労働災害防止の措置の徹底を要請する等適切な措置を講ずること。

なお、ボイラー、クレーン等の特定機械については、(社)日本ボイラ協会及び(社)日本クレーン協会において、特定機械等の稼動再開に当たっての安全点検等に関する相談窓口を、また、車両系建設機械についても(社)建設荷役車両安全技術協会において、特定自主検査に係る検査業者の照会等に関する相談窓口を別紙のとおり設置しているので、その周知、活用を図ること。

別紙(抄)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (社)日本ボイラ協会 | |
| ○近畿地区検査事務所 | TEL06-942-0723 |
| ○兵庫検査事務所 | TEL0792-24-6851 |
| (社)日本クレーン協会 | |
| ○近畿地区検査事務所 | TEL06-358-4832 |
| (社)建設荷役車両安全技術協会 | |
| ○大阪支部 | TEL06-347-0286 |

基発第35号
平成7年1月27日
関係都道府県労働基準局長
労働省労働基準局長

兵庫県南部地震に係る総合
相談窓口の開設について

今般の兵庫県南部地震に伴い、通院していた病院が倒壊等の被害に遭いその後の治療が受けられなくなった労働者、賃金の支払いが行われないうままになっている労働者等今後の生活に不安を持ちつつ日々の生活を送っている方々や、やむなく事業活動を停止した事業場の事業主、労働保険料が支払えなくなった事業主等からの相談ニーズが相当あるものと予想されるところである。

このため、これら被災労働者、被災事業主等の利便に資するよう、下記により総合相談窓口を開設し、適切な対応に努めることとされたい。

記

1 開設場所

兵庫労働基準局及び同局管内の全労働基準監督署、大阪労働基準局及び同局管内の全労働基準監督署とすること。なお、諸事情を考慮の上、庁舎外における相談窓口の開設についても、必要に応じ検討すること。

また、開設に当たっては、相談者の利便に資するよう窓口である旨の表示を行い、2に掲げる項目について一括して相談に対応できるよう体制を整備すること。

2 相談内容

- (1) 賃金、解雇等労働条件一般に関すること。
- (2) 安全衛生に関すること。
- (3) 労災保険に関すること。
- (4) その他。

3 対応に当たり留意すべき事項

- (1) 被災労働者、被災事業主等相談者に対しては、その置かれた立場に十分配慮し、きめ細かな相談援助を行うこと。

- (2) 関係行政機関との密接な連携などにより、総合相談窓口の開設については、被災労働者、被災事業主等に対する周知の徹底を図ること。
- (3) 相談事案に関し疑義が生じた場合には、速やかに本省あて相談すること。

事務連絡
平成7年1月30日
兵庫労働基準局労働衛生課長殿
労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長

兵庫県南部地震に対応した災
害復旧工事等における労働者
の健康の確保対策について

兵庫県南部地震に対応した労働災害防止のための緊急措置については、平成7年1月26日付け基発第29号により通知したところですが、労働者の健康障害防止をはじめとする健康の確保を図るため、有害物による二次災害防止に努めるとともに、災害復旧工事等種々の作業を行うに当たり、下記のとおり、作業管理、作業環境管理及び健康管理に留意されるよう関係団体、関係事業者等に対して、周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

- 1 紛じん作業、振動工具取扱作業等の有害業務においては、防じんマスク、防振手袋等の労働衛生保護具の着用促進を図る等適正な作業管理に努めること。
- 2 労働者が休養できるような作業環境を整備するとともに、労働者の衛生の確保に努めること。
- 3 労働者の健康管理について、心理的な面も含め、十分配慮すること。
なお、大阪産業保健推進センターにおいて、メンタルヘルスを含む健康問題や被災事業上の産業保健に係る問題についての電話等による健康相談窓口を2月1日より開設するので、活用されたい。
- 4 作業に当たっては、適正な休憩の確保に留意し、作業量の適正化に努めること。特に、深夜に及ぶ作業においては、この点に留意すること。

基発第37号
平成7年1月31日
関係団体各位
労働省労働基準局長

兵庫県南部地震に伴う賃金等
労働条件の確保のための総合
相談窓口の開設について

謹啓、日頃から労働基準行政の推進につきまして、多大のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、兵庫県南部地震に伴う事業場等の被害は極めて甚大であり、かつ、相当広範囲に及び、誠に憂慮に堪えないところで、被災地域等の一日も早い復興が望まれるところであります。

ところで、今回の地震による被害を受けられた事業場におかれては、その復興に向け大変なご苦勞をされており、また、賃金等労働条件の確保についても、最大限のご努力を傾注されているものと承知しておりますが、引き続きご努力をいただき、労働者の方々の不安のない生活を確保していただきたいと考えております。

このため、労働省としても皆様方のご努力に最大限の援助、協力を申し上げるべく、兵庫労働基準局及び大阪労働基準局並びに両局管内の全労働基準監督署において、被害を受けられた事業場の使用者及び労働者の方々からの賃金等労働条件の確保、未払賃金の立替払制度の適用、労働災害の防止、労災保険の給付等に係るご相談に応ずるための総合相談窓口を開設することとしたところでありますので、傘下事業場に対して、その活用を図るよう周知していただきますようお願い申し上げます。

注：兵庫労働基準局関係は1月27日に設置、大阪労働基準局関係は2月1日に設置。なお、被害が甚大な地域においては、フリーダイヤルによる電話相談を実施している(兵庫一局、神戸東、神戸西、尼崎、伊丹、西宮、加古川、淡路の各署、大阪一局、淀川署)。

15頁の一覧表参照。

労働福祉事業団

兵庫県南部地震における
「健康相談窓口」実施要綱

1 趣旨

兵庫県南部地震により、多くの労働者が被災し、身体的被害を被るとともに、被災後、被害が深刻化するに伴い、身体的、精神的に健康を害する労働者が増加している。また、被災事業場では、施設の破損等による産業保健面での影響が懸念されるところである。

このため、緊急措置として、当事業団の大阪産業保健推進センターと大阪府医師会が共同し、被災した兵庫県及び大阪府の労働者の健康を確保するため、電話(フリーダイヤル)等による「健康相談窓口」を開設し、相談及び指導を行うものである。

2 実施時期

平成7年2月1日(水)から当分の間。

午前9時～午後5時

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く

3 実施場所

大阪産業保健推進センター

〒541 大阪府大阪市中央区本町2丁目1番6号

堺筋本町センタービル

TEL 0120-899901(フリーダイヤル)

0120-899802(フリーダイヤル)

FAX 06-263-5039

4 実施予定

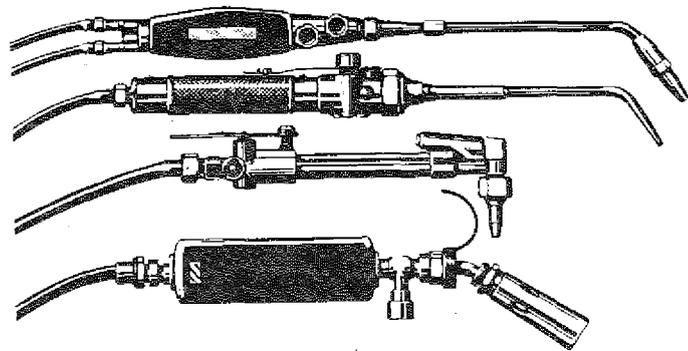
- (1) 被災地域の地域産業保健センターが実施する健康相談等の支援を行う。
- (2) 被災労働者等に対して、メンタルヘルスを含む健康相談を行う。
- (3) 被災した事業場の事業者に対して、産業保健に関するアドバイス等を行うとともに、作業環境測定用の機器等の貸出しを行う。

連載21

監督官労災日記

井上 浩

全国安全センター副議長



1964年その他

3月14日(土)曇

図書新聞に社会政策学会年報第11集「労働時間と職務給」について、日大の泉卓二助教授の書評あり。「労働時間の問題は資本蓄積機構との関連でその変動を規定する経済法則が考察されるべきであって、その意味で井上浩『日本繊維産業の労働時間』、藤本武『日本の労働時間と労働運動』は日本における労働時間問題の所在を知るうえで注目される。」と。(学会発表の席でユニオンパワーと労働時間の関係を質問したのは労研の藤本武氏だった。この日の日記には「監

督計画作成のため午前3時まで残業。いやな気持ちで帰宅。」とある。)

8月8日(土)薄曇

午前1時高橋運転手の運転で幸手警察署へ。課長とA氏同行。国道で、警察、陸運事務所と合同で砂利トラック調査。警察は過積載。こちらは長時間運転。(この頃社会的に問題になっていたのである。)

少し面白いことを若干。

7月6日(月)晴

課長転勤の挨拶まわりの車に同乗。(6日、春日部管内、7日、熊谷管内、8日、大宮管内。気楽に餞別の内容を見せてもらう。T鉄道3千円、Tレース1万円、S銀行1万円、O工業1万円、B

タイヤ5千円、T時計工業5千円、E染工3千円、K化学2千円。)

この頃、本省監督課の試算によると、都道府県労働基準局を全廃しブロック労働局(労基法に規定あり。)を新設してそこに吸収すれば、600人の職員を監督署へ配置替えできるということだった。しかし、組合等の心配は行政管理庁(現在総理府内の行政管理局)がそれを黙って見逃すはずはなく、その機会に600人の大部分を削減されるのではないかとということがあった。

7月11日(土)晴

午前4時45分大阪着。5時旅館着。横になり7時すぎ発。8時45分大阪空港発。瀬戸内海、四国の山や街あざやか。社会党河上委員長が乗っている。(この頃は役所以外でも活躍していた。)

10月22日(土)雨

このところニュース続き。東京オリンピック、中共核実験、フルシチョフ引退、ソ連3人乗り人工衛星打ち上げ、英労働党勝利。(この年の健保赤字174億円、累積赤字767億円。前年の企業交際費4,500億円。県建設業協会の土木部長への餞別20万円、課長は10万円。わたしの月収は手取りで4万円強であった。)

監督業務のことを若干。

翌65年度の定期監督所要旅費307,784円、申告、再監督、許認可、災害調査所要旅費138,803円。これに対し配付予定376,900円。計画は定期監督3,785事業場、申告監督494事業場、再監督691事業場、計4,970事業場であった。この年は現在まで影響を残している昭和39年4月20日付け基発秘第5号「監督業務運営要領の改善について」という基準局長通達が出されている。内容記憶なし。

11月28日(土)晴

11時から県農林会館での建設業災害防止協会

支部の創立総会へ出席。(わたしの担当していた協会がようやく発足したのである。この年県内の建設業の労災保険料を苦勞して集計してみると3億5千万円であり、県内業者はそのうちの1億5千万円であった。つまり県外の建設大手が県内工事の6割近くを受注していたのである。なお、支部は会費だけで運営し、本部は労災保険からの援助が多いと不満があった。)

1965年1月16日(土)晴

生活費が今年も足りない。いつまでも案にならない。(相変わらず貧乏だったらしい。)

1月23日(土)晴

午後健保会館での社会政策学会分科会出席。「在日朝鮮人の法的地位」(全く記憶なし。)

2月4日(木)晴

1日中増員資料作成。夜7時頃まで。(めずらしく監督官の増員要求が実現し、各局夢中で資料を作成し少しでも多くもらおうと努めた。結局、業務量が激増した春日部署等は問題にされず、労働本省が一方的に川口署だけに1名増員した。この頃連日にわたって激論し、7日の日曜にも出勤し午前10時から午後8時30分まで資料を作成している。)

3月5日(金)晴

労務管理近代化講習で秩父セメントへ行く。帰途駅で会社の人が秩父署第一課長に一席設けてはとっているのが聞こえる。一課長不要なりと答える。不快なり。(不快であったのは課長のわたし軽視のあらわぎであった。)

4月7日(水)晴

森さん(全電通、社会党)参議院立候補の挨拶に来る。(浦和商店街の一せい週休制以来の知人。7月5日最高点で当選し、何期目だかに病氣引退。)

6月11日(金)晴

婦人会館で組合大会。代議員として出席。執行部左に偏りすぎ。「旧事諸問録」を読み続ける。幕末の官僚社会面白し。

6月18日(金)曇

「中国の赤い星」面白し。もっと早く読めばよかった。中国共産党を見直す。(この少し前だったか熊谷署の第一課長にどうかと課長から聞かれた。しかし、通勤が遠いので断ったところ、課長はすぐに2階の人事会議の席へかけ上がり中止になったことがあった。後になって考えればその方がよかったようである。7月2日に突如課長の新潟異動がわかり、後任は後述のような男が来たからである。)

7月6日(火)薄曇

新旧局長歓送迎会。1杯も飲まず。(何か腹にすえかねたことでもあったのだろう。翌7日には「銀座アスター」で局長、監督課長、安全衛生課長の建災防送別会にも出席しているが、全く記憶していない。)

7月9日(金)曇

午前中東電サービス・ステーションで婦人少年室の生活文選考。午後浦和署で組合の監督官室新設案の研究会。

7月12日(月)雨

「千代田」で新旧監督課長の歓送迎会。新任I課長色黒く巨漢であり、酒を飲むこと巨鯨の水を吸うが如し。感じ悪い奴。人を「君」付けで呼ぶ。

8月27日(金)晴

第一課長会議。終了後に会議室で宴。席上監督課長とけんか。一時に気分すっきりとする。(余りのごう慢さにすっかりいやになり、課長もその気配をさっしてわたしに物をいわなくなった。それはすぐに各署にも知れわたり、所沢署の栗原一課長一わたしより年長で川口署次長当

時死亡一が心配して仲直りをさせようとしたのであった。わたしは、ごう慢な態度を変えない限り仲直りなど問題外として一蹴した。)

9月15日(水)時々雨

休む。午後大蔵省主計局で中村さんに会い、会計検査院でO君(課長職。中学同窓。局長で退職)に会う。(この頃蕨市役所で労使紛争があり国会で問題になった。情報はすべてわたしの手元に集まるので某議員に頼まれて渡した。課長は相変わらず無言だったが、議員が情報をよく知っているのを頭をかしげている。)

10月12日(火)晴

大阪大学での労働法学会へ。午後岸和田労基署へ行く。現在でも織物業や紡績業の女子や年少者の深夜業があると聞いて驚く。夕食を強く勧誘されたが辞去す。

11月10日(水)晴

午前中金子さんに会い蕨市役所の状況を聞く。織物工場をやめると聞き驚く。(1905年創業。7年前に70名余いた労働者がこの頃には求人難で12名に激減していた。織物工場はどこも同じで、倉庫業等に転業した。大企業でも求人難は同じであったが、特に中小企業が直撃を受けて苦しんでいた。)

11月16日(火)曇

浦和市内の労働組合に無料で安全衛生の学習会に応ずる旨通知を出す。(結局回答ゼロ。個人名でだしたせいもあるのだろう。)

11月18日(木)晴

東松山市のモリヤ(株)の職業訓練特例除外許可調査。車中資本論を久しぶりに再読。今度は面白そうだ。

11月26日(金)晴曇

1日中組合執行部の局長交渉に立会う。(組合の局役員をやっていたのだろう。)

12月4日(土)雨曇

小諸の懐古園へ課の旅行。軽井沢のグリーンホテル泊。課長が「さん」といったり「君」といったり。(課長はその後も無言を続けたが、旅行のために物をいう機会があって困ったのだろう。実は最近これに近い経験をしているが、その人もこれを読んでいるかも。)

1966年1月11日(金)晴

夜中華「よか楼」で課の宴。O監察官が仲直りするように課長と握手させようとする。応ぜず課長とけんか。課長「男の意地だ」とうそぶく。平然として笑殺する。

1月20日(木)晴

宿直(この頃はまだあった。)。宿直室で金子(亀戸署長で退職。現東京社労士会専務)、鈴木(現東京局労災適用課長)、安達(現千葉局賃金課長)の3人と酒1升以上を飲む。胃快調。(安達氏は当時労災課員。他の2君は監督係員。課長との不仲でめいわくをかけて申し訳ないことだった。)

2月7日(月)晴

勤評反対の組合員で本省へ行き小嶋秘書課長と岸参事官相手に交渉。(翌日は辻官房長と交渉。結局形式的な勤務評定制度は凍結されたが、実質的なものは残ったはずである。勤評は戦争につながると大さわぎだった。)

2月28日(火)晴

10時30分岐阜局着。永江監督課長に会い資料をもらう。局の車で自ら運転し羽島駅まで送ってくれる。強く宿泊を勧誘されたが14時29分発。大阪局へ行き資料をもらう。非現業共済会館で井上監察官と夕食。宿泊をすすめられたが23時50分発。(恒例の年度末県外出張である。)

3月1日(火)薄曇

後の席で青年7~8人。原水協へ参加しての帰りらしい。男女半々。おきまりの独占資本の話。

核実験について米中両国に反対するのは本当の敵をわからなくなると。原爆は持つ人により善悪がきまるとも。(これは前回は日時を書かず紹介したもの。)

4月16日(土)曇

川越署第一課長に転出。(課長との不仲を心配した局長と庶務課長の処置である。最初は局係長より高いポストの労災課の給付調査官を打診されたが、第三者行為(交通事故がほとんどの)の処理が担当なので断った。その結果、前に話のあった熊谷より序列の低い川越となった。職安出身の局長は良い人で天下りもしなかったようである。わたしは人を酔わせて本音を聞くのだと公言している課長をますますいやになっていた。運動して着任後1年の前課長を追い出して小局から2階級特進して着任し、東電招待の席で「お前らは違反しているだろう」と酔いにまかせて放言したという課長には我慢ができなかった。)

この頃、労働省では労務管理士法案(後に社会保険労務士法として成立。)が問題になっていた。ある日課長が、「本省で埼玉には労務管理士法案に反対している監督官が1人いると知っているが、誰だろうか」と考え込んでいる姿を見ておかしかった。実は民間団体と連絡して反対(労働省案に)運動を進めていた。局長は知っていたようであった。この運動についてはいずれふれることにしたい。この頃わたしは、平日は監督官として勤務し、余暇には原稿を書いたり、講演に行ったり全く別の生き方に没頭するようになっていた。日記の余白に禅僧の遺偈が書き付けてある。

「来時来処を知り

去時去処を知る」

(仙屋)



職場のトイレでのケガ 神奈川●1年以上かかった労災認定

昨年9月5日、川崎北労働基準監督署から石川ミサさんに対し、業務上認定の決定が下りた。申請してから実に1年3か月。

●事実を認めない会社

事故が発生したのは1993年3月6日のこと。パンの製造メーカー、㈱ドンク多摩工場にパートタイマーとして勤めていた石川さんは、トイレから出ようとしたところ、ちょうどトイレに入ろうとしていた同僚のWさんと鉢合わせになり、その瞬間Wさんがバーンとドアを締めたため、ドアが額と鼻に強く当たり、頭が後ろに反って一瞬気を失った。その直後は鼻がツンツン、頭もズキズキしてとても辛かった。すぐ後で上司にこの詳細を報告した。

翌日からは目も腫れ上がり、頭の痛みも増し、会社を休んで病院に行き、「頭頸部外傷、顔面打撲」（脳神経外科）、「頸椎捻挫」（整形外科）と診断された。会社はそれまでには自宅に電話をかけ、会社の不行届きを詫言もしていたが、診断書を提出後、何度かにわたって持たれた話し合いの中では「労災は認められない」。その理由としては「Wさんは事実を否定して

いる。密室（トイレの中）で起きた事件なので、会社としては確認できない」との答え。そして、Wさんと合わせてほしいという要望にも「話し合いをしても堂々巡りするだけだ」と取り合わない。この頃転院した病院で、完治するまでの絶対休業を言い渡された。頭痛、めまい、目や鼻や背中のだるさと重苦しい痛みのほか、激痛も伴うようになり、仕事どころでなく、家にいても寝たり起きたりの繰り返し状態になっていた。精神的にも不安定で、今後の生活のことにも思い悩んでいた。

それでも会社はまったく取り合ってくれない。そのため、困った石川さんは弁護士事務所などをめぐって、かながわ女のスペース「みずら」（女性のためのなんでも相談を行っている民間グループ）に行き着いた。事故から2か月以上がたっていた。

6月に川崎北労基署に労災申請。同時に、石川さんは「みずら」の中の労働組合、「女のユニオンかながわ」に加入。女のユニオンかながわは、会社との団体交渉を開始した。団体交渉は3回にわたったが、結局会社は「Wさんは否

定している。会社としては事実を確認できない」という立場を譲らず、労災申請には協力しない姿勢を固持。ただし、「労基署の審査に判断を委ねる。もし認定されれば、その判断に従い、会社としても責任を認める」と確認。あとは、労基署の認定をひたすら待つことになった。

ところが、労基署の審査はなかなか進まなかった。ユニオンで担当したAさんは月に何回か電話をかけるたびに、非常に親切に対応されたとは言いが。結局業務上の認定がおりたのは、冒頭のとおり昨年9月であった。

●検査の副作用

石川さんにとって、この間の1年間は、ただひたすら労災認定を待つというようなものではなかった。病状は少しもよくなり、むしろ新しい症状が加わるという状況であり、ひと通り検査を受けるため、1993年9月に関東労災病院に転院。整形外科で診察を受け、その結果、脳神経外科、眼科、放射線科でそれぞれCT、レントゲン、MRI検査を受けることになった。ところが、その検査のために投入した造影剤の副作用が出た。CTスキャンの検査の翌日から視界が真っ黒になり、動悸が激しく、具合が悪くてどうしようもない状態に。関東労災病院に即入院と言われ、8日間の点滴…。12月まで入院が続いた。

心臓の薬を飲み続ける。目の症

状はその後様々に変化した。視力は落ち、見えているものが何重にも重なり、色が付いている。その色の付き方が時期によって変化した。もちろん、この間も前からの頭や背中への痛みは続く。この頃の石川さんは変化する体の症状、精神的にも疲れ、非常に不安定な状態が続いた。そして、ここでは報告を省くが、この間に受けた病院からの対応には、常識を超えるズサンさと誠意のなさがあり、それも石川さんの病状に大きな影響を与えていた。退院にいたるプロセスも本人は納得できないまま、手術をしないことが決まった後、追い出されるようなかたちで退院させられた。

その後の治療について困り果てていた石川さんは、神奈川労災職業病センターとも相談、港町診療所での整形外科と鍼灸治療を開始した。はじめはなかなか痛みがとれず、症状の変化にも相変わらず悩まされていたが、医師や鍼灸師のあたたかい励ましで、最近では症状も以前よりはかなり安定し、治療が確実に効いていることに実感を持ち、長期的な体の状態まで考えながらだに向き合っている。

●今後の取り組み

しかし、石川さんの闘いはむしろこれから。頸や背中への痛みは「5年間はこの状態が続くだろうね」と医師から言われている。しかし、鍼灸治療は現行の通達のま

まで1年間の制限があり、昨年末で打ち切られる。会社との交渉も、労災認定後に再開した。石川さんが安心して今後の療養に専念できるだけの補償は、会社からかちとっていききたい。

また、副作用による目の症状は、色が付き、重なって見えるままの状態に固定しつつある。いく

つもの病院で検査を受けたが、因果関係がわからない状態。石川さんは、副作用による被害や、病院で受けた対応などについても今後問題にしていきたいと考えている。



(神奈川労災職業病センター
山岸素子)

安全快適職場づくりシンポ 鳥取●労災相談も3回目を実施

鳥取県労働安全衛生センターは、昨年10月26日、鳥取市内でシンポジウム「安全で快適な職場づくり」を約70名の参加を得て開催した。

シンポジウムでは、まず労働科学研究所の小木和孝所長が「これからの労働安全衛生活動」と題して基調講演。休憩をはさんで労働行政の立場から鳥取労働基準局の池添洋一長が「中小規模企業と高齢者、製造業及び交通労働者の被災が高い県内の労働災害の特徴と、本質安全化のプレスへの移行や木工機械の安全装置の使用の徹底、振動障害対策、じん肺対策、健康保持増進など具体的な行政課題」を説明。

次いで、シンポジストとして指名された日立フェライト労働組合の福田育修安全衛生部長が「設

備の本質安全化に向けた新鋭設備の導入にはチェックシートを用いた不安全箇所の点検と改善をはじめ、産業医の衛生環境のパトロール、安全広報活動、健康づくり運動」などの取り組みを報告。

新王子製紙労働組合の吉岡淳一委員長からは「本質安全化のためにアクションを起こす必要性和同時に、自分たちの怠慢さを戒め作業標準を守ること。紙パ連合の災害情報の活用。ヒヤリハット事例をもとに職場改善、作業標準の見直しなどで2年間ゼロ災害を継続」した報告と問題点の発言があった。

最後に、小木和孝さんが「技術の足並みが早い現状から、非定型作業に災害が起きていることに目を光らせることが大切だ。これ

は職場の労働組合も参加できるようなかたちで、企業あげでの盛り上げを図ることだ。フェライトも新王子製紙もチェックシートやポラロイド写真、災害情報の活用でリスクのアセスを図る工夫が教訓的だ」と感想を述べて閉会した。

鳥取県労働安全衛生センターでは、今年1月に雑誌形式に衣替えた機関誌「安全衛生」を発行したが、小木和孝さんの講演内容、シンポジウムでも紹介された新王子製紙米子工場工場を職場訪問しその安全衛生活動について取材したルボも掲載している。

また、同センターは、11月7日から12日までの6日間、連合鳥取が開設した労働相談とタイアップして労災相談を開設している。開設直前には全県下に新聞折り込みと東・中・西部地協が街頭配布で宣伝し、マスコミも取り上げた。

期間中、本人・妻などからの相談は5件で、「重機運転中に脳出血を発症した運転手に、会社は労災の申請をすと言っていたが、不支給になったと言われ納得いかない」というものや、「交通事故で負傷したが、会社からは労災未加入だから労災はダメと言われ補償を受けられずにいる」労働者。「海外派遣中に発症」した労働者。「寒くなると指が痛み白くなる」と振動障害をかかえる元山林労働者。「退勤途中に交通事故



にあい、示談が成立し賠償を受けたが労災にならないか」というサラリーマンなどであった。

この前後には「主人は病気入院中、乳幼児の病気の時に欠勤したため会社がパートの契約更新に難色」を示しているというパート労働者をはじめ、「スーパーのレジ作業に従事していて腱鞘炎が発症したが、会社は労災はムリと言っている」というスーパー労働者。「橋梁の基礎工事で難聴が発

症したが、会社は補償手続きしてくれない」と訴えた建設労働者。「就業中に被災して骨折したが、会社は労災保険に未加入だから、治療は健保、休業補償は100%ももらっていたが今月から55%にカットされた」建設労働者。「労災で休業していたが、症状固定で労災は打ち切れ、会社に就労したいと言ったら解雇予告をされた」労働者など、10件近くの相談が寄せられている。



労災認定者の方が高い死亡率 愛媛●元マンガン鉱山労働者の追跡調査

●調査の経過

1982年及び1984年の2度にわたり岡山大学医学部衛生学教室、新田診療所(愛媛)、四国勤労病院(高知)、松浦診療所(大阪)により愛媛労働災害職業病対策会議が

事務局となり、愛媛県宇和島町周辺の元マンガン鉱山労働者の健康調査を行った。その結果、じん肺、振動病、マンガン中毒などの職業病にかかっている元労働者が多数発見され、医療指導とともに

にじん肺管理区分申請や労災申請などの協力を行った。

すでに調査後10年経過しており、前2回の調査でじん肺の指摘を受けつつも労災認定に至らなかった者も多数存在した。1994年に野村町で実施した職業病相談会で元マンガン鉱山労働者で呼吸器の症状が悪化している者から相談があった。そのため、あらためて前回の受診者を対象とした労災認定の状況や療養の実態の把握と労災申請への協力などの必要が生じた。

今回の調査は、愛媛労働災害職業病対策会議と新居浜医療生協新田診療所が全国山林労働組合野村支部の協力を得て、1994年9月1日より9月30日までの間に実施した健康アンケートである。

●調査の目的

前2回の受診者のその後の労災認定と治療状況及びじん肺管理区分の変更状況を調査すること、また、受診希望者の把握と健診の実施、必要に応じて労災申請も行うことを目的とし、症状の調査は参考程度とした。

●調査の対象

前2回の健康調査受診者及び受診できなかった元マンガン鉱山労働者等 83人の内訳
第1回健康調査(1982年8月) 受診者 72人
第2回健康調査(1984年8月) 受診者 43人

(うち新規10人)
以上どちらか健康調査で
受診した者 82人
前2回の調査で受診しなかったマンガン労働者 1人
合計 83人

●調査の方法

前の健診を受診した者に対しアンケートを実施した。アンケート用紙を郵送し、日記または電話で聞き取り記録した。ただし死亡が既にわかっている者についてはアンケート送付は除外した。

回答の得られなかった者については、前調査時の資料や被災者からの情報で労災認定状況を把握し、全て生存として扱った。また、報告は本人報告に基づき労災認定及びじん肺管理区分について書類確認はされていない。

●回答状況

既に死亡がわかっていた者 10人
住所が不明な者 4人
書面による回答があった者 39人
電話で回答を得た者 24人
回答を得られなかった者 6人
合計 83人

●労災認定状況

病名	認定者(内死亡者)
じん肺管理4	5人(内死亡1人)
じん肺合併症	8人(内死亡3人)
振動病	6人(内死亡2人)
マンガン中毒	1人(内死亡1人)
小計	18人(内死亡6人)
労災認定なし	65人(内死亡9人)
	33%
	14%

合計 83人(内死亡15人)

18%
*振動病とじん肺の重複している者が2人(内死亡1人)いる。
*住所不明者及び未回答の10人の前調査結果は全て生存扱いとして加えた。

10人の前調査結果 管理2、管理3イ、管理3イ合併症、管理3ロ合併症が各1人。ながし6人。

●じん肺管理区分と合併症

管理区分	内合併症有
管理2	18人(3人) 1人(0人)
管理3イ	11人(4人) 2人(1人)
管理3ロ	7人(3人) 5人(3人)
管理4	5人(1人) 一(一)
小計	41人(11人) 8人(4人)

27%
管理1又は42人(4人)
区分なし 10%
合計 83人(15人)

18%

* ()内は死亡者の内数

●受診希望状況

管理区分	生存者	受診希望者
管理1又は	30人	3人
区分なし		
管理2	15人	3人
管理3イ	7人	5人
管理3ロ	4人	0人
合計	56人	11人

●じん肺管理区分の変更

管理2を管理3イに変更 1人
新たに管理3イに認定 1人
*いずれも本人の報告。

○じん肺

前2回の調査を通じて、じん肺

管理区分申請が行われた。第1回健診では39人が申請し、うち管理4が2人、合併症が2人の認定であった。第2回健診では21人が申請し、管理4、合併症ともに0で、2回の申請による労災認定者は合計4人のみであった。しかし前調査がもとでその後労災認定となった者がいて、今回の調査では管理4が5人、合併症が8人の合計13人の認定となり、管理4で3人、合併症は6人の増加となっていた。

○振動病

前2回の調査により振動病の認定を受けた者は3人であった。今回の調査では6人が認定を受けており、3人増えている。増えた3人のうち1人は前回の調査に関連して四国勤労病院より申請されたものであるが、2人は中予診療所及び生協病院で申請を受けたもので詳しい内容は不明。

○マンガン中毒

前調査時1人が認定されていたが、その後は認定申請も検査も行われていない。

○死亡率

管理区分2以上のじん肺管理区分の決定を受けている者は41人おり、うち死亡者は11人で27%であり、管理区分1又は区分の決定を受けていない者42人のうちの死亡者数4人、10%と比較すると明らかに死亡率の違いがあった。

また、労災認定を受けていたグループ(18人のうち6人が死亡)と受けていないグループ(65人のう

ち9人が死亡)の死亡率を比較しても、それぞれ33%と14%となり、明らかに労災認定を受けてい

たグループの死亡率が高かった。

(愛媛労働災害職業病対策会議)



合併症なしも損賠認める方向へ 長崎他●管理区分2・3のじん肺裁判の動向

ほこりを吸い込むことで肺機能の障害が起きる、古くからの職業病がじん肺である。国は「じん肺法」を制定し、紛じん職場に働く労働者の健康管理と補償に当たってきた。

じん肺法では、「管理区分」を設け、症状の重い順に4、3、2に分けている。そのうち最重症の管理区分4の被災者については、労災保険の補償を受けられる。3、2の被災者については、法定合併症(肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸)の患者が労災保険の対象になる。

肺がんの扱いはどうなっているかと言えば、管理区分4の患者への原発性肺がんしか認められていない状況である。このじん肺合併肺がん問題は、労災保険審議会の会長発言として、今後検討していくことが考えられているようだ。早期に、じん肺合併肺がんについての補償を見直すよう働きかけていきたい。

●長崎伊王島じん肺訴訟判決

非合併症の管理2・3被災者に損害賠償認める

1994年12月13日、炭鉱で働いてじん肺になった患者が、日鉄鉱業を相手に損害賠償を請求した裁判の判決が、長崎地裁であった。

この裁判は、労災保険の対象となっていない管理区分2、3で合併症のないじん肺被災者に対する損害賠償、という点で注目されていた。

判決では、これらの被災者について「管理区分4や合併症の患者に比べて軽度であるが、健康被害がまったくないということはできない。労働能力に影響を及ぼさない程度の被害であっても、慰謝料が必要なのは否定できない」と損害賠償を認めた。そして、「健康管理指導等の不履行で過失がある」と企業責任も認めた。

●常磐興産を被告にいわき、北茨城でも

管理2・3非合併症者の訴訟進む
伊王島じん肺訴訟の勝利判決は、いわき、北茨城じん肺訴訟原告への大きな支援になった。労災

保険の対象になっていないじん肺被災者が、いわき地裁、水戸地裁で常磐興産を相手に闘っている。

被告の主張は、じん肺所見のない管理区分1の人と、管理区分2、3で合併症のない人とは健康障害に差がない、というもの。

この裁判では、被告証人に、じん肺管理区分決定に関わるじん肺診査医が出ている。いわき地裁では中央じん肺診査医の馬場医師が、水戸地裁では前茨城地方じん肺診査医の金原医師が証言している。その意味では、行政のじん肺問題への姿勢があらわれる証人でもあり、今後の行政交渉の参考にしたいと思っている。

さて裁判だが、いわきでは馬場証人の尋問が終わり、水戸では2月に金原証人の反対尋問が行われる。

被告の、高齢になれば肺機能は低下する、というようなじん肺発生責任をうやむやにする主張を退け、勝利したいと考える。

◇証言でわかったじん肺管理区分決定の方法◇

じん肺管理区分決定は、密室の中で行われるようなもので、申請者にもわからない。では、どのようになされているのか。2年前まで茨城で地方じん肺診査医を努めた、金原医師の証言から垣間見ることができた。

労働基準局衛生課の技官が、診

断書を読み上げ、レントゲン写真を置く。写真にじん肺の影がなければ、次々と処理される。

慎重に見るのは、「著しい肺機能障害」と主治医が判断した場合。肺機能検査のデータのチェックし判定するが、これは管理区分

4という補償に直接結びつくものだから。補償の対象とならない管理区分2の場合、肺機能の判定は主治医の意見をそのまま通すとのこと。



(東京東部労災職業病センター)

月1回の往復行為があれば対象 労働省●単身赴任者の通勤災害見直し

労働省は今年2月1日付で、2つの認定基準—脳・心臓疾患(いわゆる過労死)の認定基準と単身赴任者の通勤災害の認定基準—を改正した(前者については次号で紹介する予定だが、必要な方は御連絡下さい)。後者については、単身赴任者のいわゆる土帰月来型通勤途上及び新規赴任途上の災害について労災保険の適用対象とせよという長年の労働者側の要求により、1991年になってようやく一定の要件を満たした場合について対象とされることとなった(平成3年3月1日付け基発第74号「週末等を利用して自宅と勤務先を往復する途上の災害の取扱いについて」及び同日付け基発第75号「赴任途上における業務災害等の取扱いについて」—91年5月号参照)。

これによって、単身赴任者のいわゆる土帰月来型通勤途上災害

については、①就業の場所と自宅との間の往復に原則として週1回以上の反復・継続性が認められること、②就業の場所と自宅との間の所要時間及び距離が原則として片道3時間以内及び200km以内であること、の2要件をともに満たしている場合に限り通勤災害の対象となることとされた。これでは東京—大阪間でも認められないなど当初から批判が大きかったが、今回の改正により「当該往復行為に反復・継続性が認められる」ことのみが要件が緩和された。マスコミからの問い合わせに対して、事務連絡で「月1回程度の実績があれば要件を満たしているものと取り扱う」と説明しているようで、通達のタイトルも「週末等を利用して自宅と勤務先を往復する途上の災害」から「単身赴任者等の通勤災害」に変更されている。

基発第39号
平成7年2月1日
都道府県労働基準局長殿
労働省労働基準局長

単身赴任者等の通勤 災害の取扱い について

単身赴任者等における通勤災害については、これまで平成3年2月1日付け基発第74号通達(以下「74号通達」という。)により取り扱ってきたところであるが、近時、単身赴任者の増加傾向に加えて、交通機関の発達等により、単身赴任者等の家族の住む自宅と就業の場所とを定期的に直行直帰する形態が一般的といえるようになってきたこと等を踏まえ、今後、下記により取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、74号通達は廃止する。

記

単身赴任者等が、労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する「就業の場所」と家族の住む家屋(以下「自宅」という。)との間を往復する場合において、当該往復行為に反復・継続性が認められるときは、当該自宅を同項に規定する「住居」として取り扱うものとする。

なお、「単身赴任者等」とは、転勤等をやむを得ない事情のために同居していた配偶者と別居して単身で生活する者のほか、単

身赴任者と同様に、家庭生活の維持という観点から自宅を本人の生活の本拠地とみなし得る合理的な理由のある独身者をいう。

死亡災害増加傾向に歯止めを 労働省●昨年 猛暑等の影響で増加?

労働省は、昨年11月22日、死亡災害の増加状況とその対策について次のように発表し、11月25日付けで別記のとおり、基発第679号労働基準局長「労働災害防止対策の強化について」を発した。

「死亡災害の発生状況は、長期的に見て減少傾向にあり、平成5年における労働災害による死亡者数は、2,245人で過去最少となった。しかしながら、平成6年度における死亡災害の発生状況を見ると猛暑の影響等により、建設業における感電災害や日射病、陸上貨物運送事業における交通労働災害、林業の伐木中の災害などが増加するなどにより、11月10日現在1,734人で前年同期比で59人、3.5%の増加となっている。

労働省では、労働災害の発生状況がこのような憂慮すべき状況にあり、今後さらに、年末年始において労働災害の多発が懸念されることから、特に死亡災害が著しく増加している都道府県労働基準局長を緊急に召集して

労働事務次官及び労働基準局長から今後の労働災害防止対策の一層の強化について指示するとともに、労働大臣による建設現場の視察及び労働災害防止団体に対する自主的な労働災害防止対策の強化についての要請等の措置を講じることとした。」

基発第679号
平成6年11月25日
都道府県労働基準局長殿
労働省労働基準局長

労働災害防止対策の 強化について

労働災害の防止については、平成5年度を初年度とする第8次の労働災害防止計画に基づき、諸対策を強力に推進しているところであり、平成5年の労働災害発生状況は、死亡者数、死傷者数とも過去最少であった。

しかしながら、平成6年における死亡災害については、別添資料(省略)に示すとおり、一転して増加傾向にあり、その状況については、誠に憂慮すべきものがある。

については、今後、災害発生件数の多い建設業、災害の増加率の高い林業及び年末年始において増加が懸念される火災災害、交通労働災害の防止を図るため、管内の労働災害発生状況を踏まえ、下記の事項に留意のうえ、関係事業者に対する指導、関係事業団体への要請、労働災害防止対策に係る幅広い広報活動を行う等により、事業者の自主的な労働災害防止対策の活性化を図り、もって死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるよう万全を期されたい。

なお、別添(省略)のとおり労働災害防止団体に対し、要請を行ったところであるので、了知されたい。

記

1 建設業に係る労働災害防止対策について

建設現場における統括管理の徹底を図るとともに、本年度から実施している専門工事業者安全管理活動等促進事業の推進を図り、特に、多発している墜落災害の防止対策を徹底すること。

2 交通労働災害防止対策について

年末は、陸上貨物運送事業、第三次産業、製造業等において貨物の輸送量の増大、路面の凍結等に

より交通労働災害が増加することが考えられることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいた適切な措置を講ずること。

3 製造業における労働災害防止対策について

動力機械によるはさまれ、巻き込まれ災害を防止するため、安全措置の徹底を図ること。特に、保守・点検・トラブル処理時等における災害の防止対策の確立を図ること。

4 火気取扱いの適正化等火災防止について

採暖を含め、火気を取扱う機会が多くなることから、火気の使用場所の指定、火気の点検・確認等火気管理の徹底を図ること。

5 林業における労働災害防止対策について

伐木・造材作業における安全確保対策を徹底するとともに、林内作業車等による作業における労働災害防止対策を徹底すること。また、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインに基づき、災害発生時のための緊急連絡体制の整備を行うこと。



EU指針に対する各国の反応

EU●欧州委は社会政策の統合継続を強調

EU内での政治経済的利害の食い違いと、世界的不況により、EU加盟諸国は、ますます自国の利益を追求するようになり、これまでEU内でつちかわれてきた社会政策上の一致をどんどん崩し始めている。

最近、欧州委員会が出した白書「ヨーロッパの社会政策/統合へ向かう道」で、委員会は、社会政策統合の継続を強調しているが、一方で、加盟諸国が多くの指針を導入していないことを指摘している。

●指針施行の回避

Evasion Tactics

加盟諸国は、指針が自国の労働条件に及ぼす影響を最小限に抑えるために、様々な方策を採っている。

①何もしない

指針を国内法に移し換えない。(表参照)

②規制を弱める

指針の規制を弱めて導入する。これまでのイギリスや、最近ではドイツも、こうした態度をとっている。例えば、VDU作業に関する指針。

③態度の保留

ただ指針を導入するだけで、ガイダンスや解釈を行わない。ポルトガルや、新しい加盟国の中ではオーストリアが、自国で労使の争点になるような指針については普及活動を行っていない。

④導入しても何もしない

例えば、イギリスの実施機関は、VDU指針については強制しないことを明言している。現在、ドイツでの機械安全指針の導入のやり方が議論を引き起こしている。

●指針の欠陥

Imprecision

ヨーロッパの法規プログラムのもうひとつの弱点は、それが不完全なことである。例えば、基本指針には、雇用者が予防についても安全衛生上の義務を負うのかどうか明記されていない。オーストリアとオランダは、最近の法律にはそうした内容を盛り込んでいる。アイルランドとイギリスは、いまだに労働衛生サービスの法律をつくっていない。ヨーロッパ社会活動プログラムは、労働者の間でひとつの論点になっている。今日まで、プログラム展開のイニシアティブは欧州委員会がとってきており、労働

者の利害や欧州議会の意向は小さくさやかな影響しか持っていない。こなかったのである。

●指針の行き詰まり

Directive Standstill

規制撤廃の動きの中、状況はガラリと変わり、欧州委員会は各国政府・雇用者の圧力に対して、「整理統合」(consolidation)が要求されるようになった。これが意味するのは、ヨーロッパの労働者の統一した圧力がなければ、新たな安全衛生法規がつけられる見込みはない、ということである。

●争点 *Pressure Point*

安全衛生指針の受け入れ状況

指針	番号	施行日	施行の有無				
			ドイツ	フランス	オーストリア	ポルトガル	イタリア
化学・生物・物理薬品	80/1107	83/11/27	○	○	○	○	○
鉛	82/605	86/01/01	○	○	○	○	○
アスベスト	83/477	87/01/01	○	○	○	○	○
騒音	86/188	90/01/01	○	○	○	○	○
化学薬品	88/642	90/12/21	○	○	○	○	○
基本指針	89/391	93/01/01	×	○	×	○	○
職場指針	89/654	93/01/01	×	○	×	○	○
労働設備	89/655	93/01/01	×	○	×	○	○
個人防護	89/656	93/01/01	×	○	○	○	○
手作業	90/269	93/01/01	×	○	×	○	○
画面作業	90/270	93/01/01	×	○	×	○	○
遺伝子組換え有機物質	90/219	93/02/01	○	?	?	○	△
発ガン性物質	90/394	93/01/01	○	○	×	○	○
生物薬品	90/394	94/01/01	○	○	×	○	○
安全データシート	91/155	93/09	○	○	○	○	○
機械安全	91/366	93/01/01	○	○	○	○	○
アスベスト	91/382	93/01/01	○	?	○	○	△
臨時労働	91/383	93/01/01	○	○	○	○	△
建設	92/57	93/12/31	○	○	×	×	○
安全マーク	92/58	94/06/24	○	○	×	○	△
妊娠中の女性労働	92/83	94/10/19	○	?	×	○	△
掘削作業(沖合い等)	92/91	94/11/03	○	○	×	?	△
採掘作業	92/104	94/12/03	○	×	?		△

注：○=受諾 △=保留 ×=拒否

この整理統合指針の画一的適用と施行一でさえ、労働者の圧力ぬきでは実現しないだろう。非常に多くの国が、指針の自国導入の義務を履行していないし、また、骨抜きにされた条文は複雑・巧妙であり罰則はほとんどない。雇用者の利害は、安全指針が無視されることを求めており、それに対して、労働者は、高水準の基準をかちとるために団結



WHIN (Workers' Health International Newsletter), No.41, Autumn 1994

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階
TEL (03) 5232-0182/FAX (03) 5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL (011) 883-0330/FAX (011) 883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL (03) 3683-9765/FAX (03) 3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (0423) 24-1024/FAX (0423) 24-1024
- 東京●三多摩労災職業病研究会
185 国分寺市本町3-13-15 三多摩医療生協会館内 TEL (0423) 24-1922/FAX (0423) 25-2663
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL (045) 573-4289/FAX (045) 575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟県新潟市東堀通 2-481 TEL (025) 228-2127/FAX (025) 222-0914
- 静岡●清水地区労センター
424 清水市小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888/FAX (0543) 66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町 3 TEL (075) 691-9981/FAX (075) 672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL (075) 691-6191/FAX (075) 691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
540 大阪市中央区森ノ宮中央1-10-16, 601 TEL (06) 943-1527/FAX (06) 943-1528
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL (06) 488-9952/FAX (06) 488-2762
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL (082) 264-4110/FAX (082) 264-4110
- 鳥取●鳥取県労働安全衛生センター
680 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110/FAX (0857) 37-0090
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL (0897) 34-0209/FAX (0897) 37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL (0888) 45-3953/FAX (0888) 45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック内 TEL (096) 360-1991/FAX (096) 368-6177
- 大分●社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL (0975) 37-7991/FAX (0975) 34-8671
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL (0982) 53-9400/FAX (0982) 53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町 1 自治労会館3階 TEL (03) 3239-9470/FAX (03) 3264-1432
(オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL (0245) 23-3586/FAX (0245) 23-3587
- 山口●山口県安全センター
753 山口中央郵便局私書箱 18号